地域文教委員会

令和４年９月２６日

１　議案審査

（１）議案第 56 号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	【資料】
（２）議案第 57 号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	【資料】
（３）議員提出議案第６号	千代田区学校給食費の助成に関する条例	【資料】

２　報告事項

【子ども部】

（１）私立保育所等への運営補助について	【資料】
（２）小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について	【資料】
（３）学校給食用牛乳のストローレスについて	【資料】
（４）令和４年度学校生活アンケートの結果について	【資料】

【地域振興部】

（１）千代田区産業振興基本計画（案）について	【資料】
（２）インターネットを通じたＷｅｂ口座振替受付サービスの開始について	【資料】
（３）客引き防止対策について	【資料】
（４）新ちよだアートスクエア基本構想の策定について	【資料】

３　その他

教育委員会資料１
令和４年９月 26 日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

１　趣　旨

地方公務員法等の改正を踏まえ区の規定も改正し、幼稚園教育職員の定年年齢が令和５年４月から２年に１歳ずつ、60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられることとなる。

これに対応するとともに、管理監督職（園長・副園長）勤務上限年齢制（以下「役職定年制」という。）、定年前再任用短時間勤務制等の新たな人事制度を導入するため、所要の改正を行う。

２　改正する条例

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」
「幼稚園教育職員の給与に関する条例」

３　改正内容

（１）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

項目	主な改正内容
１　定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う改正	・定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇について定める。（第３～６条、第 15 条） ・暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例を適用することを定める。（附則第２項） 【参考】 職員の定年等に関する条例において、現行の 60 歳定年退職者の再任用制度を廃止し、令和 13 年度の定年引上げ完了まで、経過措置として、現行同様の「暫定再任用制度」を存置することを規定。

（２）幼稚園教育職員の給与に関する条例

項目	主な改正内容
１　60 歳に達した職員の給料	職員が 60 歳に達した日後の最初の４月１日以後、給料月額の７割水準とする。（制定附則第７条）
２　役職定年による降任をされた職員の給料月額	管理職員（園長・副園長）が、役職定年により管理職から降任した場合、職員の給料月額は、降任前時点の７割になるよう差額を支給。（制定附則第７条）
３　定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度	現行の再任用制度の廃止、定年前再任用短時間制及び暫定再任用制度の導入に伴う規定整備。 （第７条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 30～31 条第 32 条の２、制定附則第７～８条、別表第１、改正附則）

４　新旧対照表

別紙のとおり

５　施行期日

令和５年４月１日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現　行）
（１週間の正規の勤務時間） 第３条　（現行に同じ） ２　（現行に同じ） ３　地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 ４　教育委員会は、職務の性質により前３項の規定により難いときは、休憩時間を除き、千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき１週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 （正規の勤務時間の割振り） 第４条　教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第１項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。 ２　（現行同じ） （週休日） 第５条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、	（１週間の正規の勤務時間） 第３条　（略） ２　（略） ３　地方公務員法第28条の５第１項又は第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 ４　教育委員会は、職務の性質により前３項の規定により難いときは、休憩時間を除き、千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき１週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 （正規の勤務時間の割振り） 第４条　教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第１項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。 ２　（略） （週休日） 第５条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、

育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。	育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。
２　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。	２　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。
（週休日の振替等） 第６条　（現行に同じ）	（週休日の振替等） 第６条　（略）
２　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第４条第１項の規定により、１日につき７時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。	２　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第４条第１項の規定により、１日につき７時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。
（年次有給休暇） 第15条　年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。	（年次有給休暇） 第15条　年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。
２～５　（現行に同じ）	２～５　（略）
附　則 （施行期日） １　この条例は、令和５年４月１日から施行	

する。 （経過措置） ２　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。	

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現　行）
（初任給及び昇格昇給等の基準） 第７条　（現行に同じ） ２～５　（現行に同じ） ６　職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和35年千代田区条例第２号）第７条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より３号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位３号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。 ７　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 ８　（現行に同じ） （削除）	（初任給及び昇格昇給等の基準） 第７条　（略） ２～５　（略） ６　職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和35年千代田区条例第２号）第７条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より３号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位３号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。 ７　地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 ８　（略） （再任用短時間勤務職員の給料月額） 第７条の３　地方公務員法第28条の５第１項又は第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第７条第７項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
（超過勤務手当） 第20条　（現行に同じ） ２及び３　（現行に同じ） ４　育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とそ	（超過勤務手当） 第20条　（略） ２及び３　（略） ４　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務

の勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。	をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。
５　（現行に同じ）	５　（略）
（勤務１時間当たりの給与額の算出）	（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第22条　（現行に同じ）	第22条　（略）
（１）　（現行に同じ）	（１）　（略）
（２）　定年前再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間を同条第３項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数	（２）　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間を同条第３項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
（期末手当）	（期末手当）
第27条　（現行に同じ）	第27条　（略）
２　（現行に同じ）	２　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。
４～６　（現行に同じ）	４～６　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第30条　（現行に同じ）	第30条　（略）
２　（現行に同じ）	２　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。
４～７　（現行に同じ）	４～７　（略）
（義務教育等教員特別手当）	（義務教育等教員特別手当）
第31条　（現行に同じ）	第31条　（略）
２　義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。	２　義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
３　（現行に同じ）	３　（略）

（扶養手当及び住居手当についての適用除外） 第32条の２　第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	（扶養手当及び住居手当についての適用除外） 第32条の２　第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。
附　則（制定附則） 第１条から第６条まで　（現行に同じ） （職員の定年の引上げに関する経過措置） 第７条　当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の４月１日（第３項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。 ２　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 （１）　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び 常時勤務を要しない職員 （２）　地方公務員法第28条の５第１項又は第２項の規定により同法第28条の２第１項に規定する異動期間（同法第28条の５第１ 項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員 （３）　地方公務員法第28条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同 法第28条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） ３　地方公務員法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第５項において「異動	附　則（制定附則） 第１条から第６条まで　（略）

日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第１項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

４　前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第１項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

５　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第１項の規定の適用を受ける職員に限り、第３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に前２項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

６　第３項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第１項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前３項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7　当分の間、第１項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第２条第２項、第３条第１項及び第４項並びに第７条の規定の適用については、同条例第２条第２項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号。以下「給与条例」という。）附則第７条第１項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第３条第１項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第４項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第７条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8　第１項から前項までに定めるもののほか、第１項及び第３項の規定による給料月額その他第１項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（委任）

第８条　附則第２条から第６条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給級	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	（略）	（略）円	（略）円	（略）円	（略）円
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

（委任）

第７条　附則第２条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第一（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給級	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
再任用職員以外の職員	（略）	（略）円	（略）円	（略）円	（略）円
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

備考（略）

短時間勤務職員		229,400	268,200	291,300	330,300

備考（現行に同じ）

附　則（一部改正附則）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第７条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項及び第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

３　令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和３年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

４　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切

り捨てる。）とする」とする。

５　令和３年改正法附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

６　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第４項及び第22条第２号の規定を適用する。

７　暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第３項及び第31条第２項の規定を適用する。

８　改正後の条例第30条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第３項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員」とする。

９　幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

議員提出議案第６号

千代田区学校給食費の助成に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、千代田区立の小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の学校給食に要する経費（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第２項に規定する保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。以下「学校給食費」という。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

（対象者）
第２条　助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

（助成金の額）
第３条　助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

（助成金の交付申請及び受領）
第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。
２　前項の場合において、申請者は、学校給食費助成の交付の申請及び受領を、児童若しくは生徒が在籍する区立学校の校長又は千代田区教育委員会に委任するものとする。

（助成金の交付決定）
第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

（返還）
第６条　区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、申請者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）
第７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）
学校給食は教育の一環であり、食育は、「生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」（食育基本法）ものです。学校給食の無償化は、憲法の定める義務教育の無償の実践であるとともに、保護者の経済的負担と教員の事務負担の軽減を図ることになることから、本案を提案します。

教育委員会資料２－１
令和４年９月26日

私立保育所等への運営補助について

１　定員人数補償加算の考え方について

新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、保育所等の入所児童数が減少していることなどを踏まえ、事業者の安定した運営を支援するため、認可保育所等（認定こども園含む）において園児数が定員に満たない場合でも保育環境を維持できるように一定の補助を実施している。

昨今の感染者数の高止まりの状況は抑制されている傾向が見受けられるものの、数千人規模の感染者数は予断を許さない状況が続いている観点から、年度内までは補助を継続する。

なお、令和５年度についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより本補助を継続する予定であるが、補助内容や期間などについては、今後の入所状況、新型コロナウイルス感染拡大の対策の状況を勘案して決定する。

○定員人数補償加算の概要

補助の算出方法	各歳児の利用定員の９割から在籍児童数を減じた人数に対して補助
０歳児への補償	全ての認可保育所（17園）及び認定こども園を補助対象
１・２歳児への補償	開設３年目以内の園のみを補助対象 （令和４年度における補助対象は認可保育所６園）

２　今後の私立保育所等への運営補助の見直しについて

（１）補助制度の見直しの目的

適切で的確な運営補助が求められている現状や保育需要の動向が見えにくい状況などを鑑み、補助制度の見直しの検討を行う。

（２）補助の検討支援業務の内容

①現状の補助内容等の分析

②保育事業者へのアンケートやヒアリングの実施

③保護者における保育需要のニーズ調査

④都内近隣区の補助メニューの調査

教育委員会資料２－２
令和４年９月２６日

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況

幼稚園・こども園

令和4年8月1日時点

園名	学級数（定員数）				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麹町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	32	20	32	84
九段幼稚園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	13	23	24	60
番町幼稚園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	17	18	22	57
お茶の水幼稚園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	6	9	18	33
千代田幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	24	15	25	64
					短時間 14	*5*	*15*	*34*
					長時間 10	*10*	*10*	*30*
昌平幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	14	16	22	52
					短時間 4	*6*	*12*	*22*
					長時間 10	*10*	*10*	*30*
いずみこども園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	29	32	34	95
					短時間 10	*14*	*14*	*38*
					長時間 19	*18*	*20*	*57*
ふじみこども園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	49	45	49	143
					短時間 25	*22*	*22*	*69*
					長時間 24	*23*	*27*	*74*
合計	10 (260)	9 (275)	9 (275)	28 (810)	184	178	226	588
					短時間 121	*117*	*159*	*397*
					長時間 63	*61*	*67*	*191*

保育園・こども園・認定こども園

園名	定員							園児数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
麹町保育園	6	18	18	18	20	20	100	6	18	19	18	18	20	99
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	12	18	20	19	20	24	113
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	9	18	18	17	20	18	100
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	10	15	16	18	19	18	96
いずみこども園	9	12	15	*(20)*	*(20)*	*(20)*	36 *(60)*	8	14	17	*(19)*	*(18)*	*(20)*	39 *(57)*
ふじみこども園	12	20	23	*(25)*	*(28)*	*(28)*	55 *(81)*	12	20	25	***(24)***	***(23)***	***(27)***	57 *(74)*
アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	11	12	16	14	16	18	87
ポピンズナーサリースクール一番町	9	12	13	14	16	16	80	6	11	13	14	10	15	69
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	9	10	10	13	12	9	63
グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	16	23	24	24	23	21	131
あい保育園東神田	6	10	11	11	11	11	60	6	9	11	8	7	10	51
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	11	17	18	29	21	24	120
				10	10	10	短時間 30				10	2	5	短時間 17
				19	19	19	長時間 107				19	19	19	長時間 103
クレアナーサリー市ヶ谷	6	12	12	15	15	15	75	4	11	12	14	13	15	69
神田淡路町保育園大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	9	17	18	18	16	17	95
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	6	9	9	7	8	11	50
二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	12	16	16	18	17	20	99
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	6	8	8	10	9	10	51
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	6	8	8	9	10	8	49
保育園神田ベアーズ	9	9	9	9	12	12	60	6	8	9	7	9	9	48
AIAI NURSERY 三番町	6	8	9	9	9	9	50	5	5	9	9	4	9	41
平河町ちとせ保育園	9	12	12	14	9	14	70	2	11	13	8	4	9	47
ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	11	18	80	6	11	10	11	5	11	54
岩本町ちとせ保育園	12	19	19	10	6	4	70	6	19	17	7	4	4	57
外神田かなりや保育園	6	8	9	3	2	2	30	4	5	4	2	0	1	16
合計	224	322	352	324 *(45)*	317 *(48)*	328 *(48)*	1,867 *(141)*	188	313	340	284 *(43)*	263 *(41)*	296 *(47)*	1,684 *(131)*

施設名			定員							園児数													
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
										全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民
地域型保育事業	家庭的保育事業	あい・ぽーと小さな家東神田	5			—	—	—	5	0	0	4	4	0	0	—	—	—	—	—	—	4	4
	小規模型保育事業	あい・ぽーと小さな家麹町	1	4	5	—	—	—	10	1	1	4	4	3	3	—	—	—	—	—	—	8	8
	事業所内保育事業	厚生労働省5号館保育室（区民枠のみ）	1	2	2	—	—	—	5	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
		アソシエナーサリー霞が関（区民枠のみ）	1	2	2	—	—	—	5	0	0	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	1	1
		グローバルキッズ経済産業省保育室（区民枠のみ）	2	1	0	—	—	—	3	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
		ゆうてまち保育園（区民枠のみ）	1	3	3	—	—	—	7	1	1	3	3	1	1	—	—	—	—	—	—	5	5
		財務省らる保育園(区民枠のみ)	1	2	2	—	—	—	5	0	0	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	1	1
	居宅訪問型保育事業	(株)ポピンズ	10			—	—	—	10	0	0	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2	2
		(株)アルファコーポレーション	5			—	—	—	5	0	0	0	0	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2
		サンフラワー・A(株)	10			—	—	—	10	0	0	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2	2
		(特非)フローレンス	—			—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育所	幼保一体施設	マミーズエンジェル千代田保育園	3	7	10	—	—	—	20	3	3	9	9	10	10	—	—	—	—	—	—	22	22
		小学館アカデミー昌平保育園	5	10	10	—	—	—	25	5	5	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—	25	25
	認証保育所	保育園ドルチェ	10	10	8	8	2	2	40	9	4	9	7	7	3	10	9	0	0	2	2	37	25
		キッズスクウェア丸の内東京ビル	6	10	6	-	-	-	22	2	1	5	1	3	0	—	—	—	—	—	—	10	2
		マミーズエンジェル神田駅前保育園	3	6	8	6	15		38	4	4	8	8	7	7	6	6	6	6	9	9	40	40
		小学館アカデミー神保町保育園	6	6	9	8	5	6	40	6	5	6	5	6	6	4	3	5	5	6	6	33	30
		ピノキオ幼児舎番町園	4	5	5	4	4	4	26	3	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	15	14
		キッズスクウェア永田町	8	6	9	5	2	4	34	6	3	4	4	9	4	5	1	1	1	4	1	29	14
		キッズスクウェア丸の内永楽ビル	7	6	5	3	2	3	26	4	3	6	6	5	3	3	0	2	0	3	2	23	14
		保育室「愛の園」	8	13	11	-	-	-	32	7	0	11	3	10	4	—	—	—	—	—	—	28	7
	緊急保育施設	グローバルキッズ神田駅前保育園（旧今川中学校）	6	8	8	6	12		40	1	1	8	8	6	6	1	1	5	5	4	4	25	25
	区補助対象保育室	ひまわり育児室	5	4	6	5	6		26	4	1	5	4	5	4	3	3	3	3	4	4	24	19
		ハイブリッドマムプリスクール ナーサリー千代田富士見	3	8	8	4	4	11	38	3	3	8	8	6	6	4	4	3	3	11	11	35	35
計			—	—	—	—	—	—	472	59	37	106	90	94	73	38	29	28	26	46	42	371	297

令和4年度 保育園・こども園等（長時間）の待機児童数・留保の状況（8月1日現在）

○待機児童数（該当者なし）
いずれの保育所にも入所できなかった方

□

○特定園留保（53名）
希望する保育所に入れず、自宅で待つ方など
※53名のうち38名は育児休業延長希望者

○留保（9名）
認証保育所等に入所しているが、認可保育所を希望している方
※9名のうち2名は育児休業延長希望者

○転所留保（14名）
認可保育所に入所したが、別の認可保育所を希望する方

○申請取下・辞退（2名）
転居等により保育園入園の必要がなくなった方、入所が決定したが辞退した方

教育委員会資料２－３－１
令 和 ４ 年 ９ 月 ２６ 日

認可保育園・認定こども園
令和４年８月空き状況
【0歳児】

◆令和4年8月1日現在

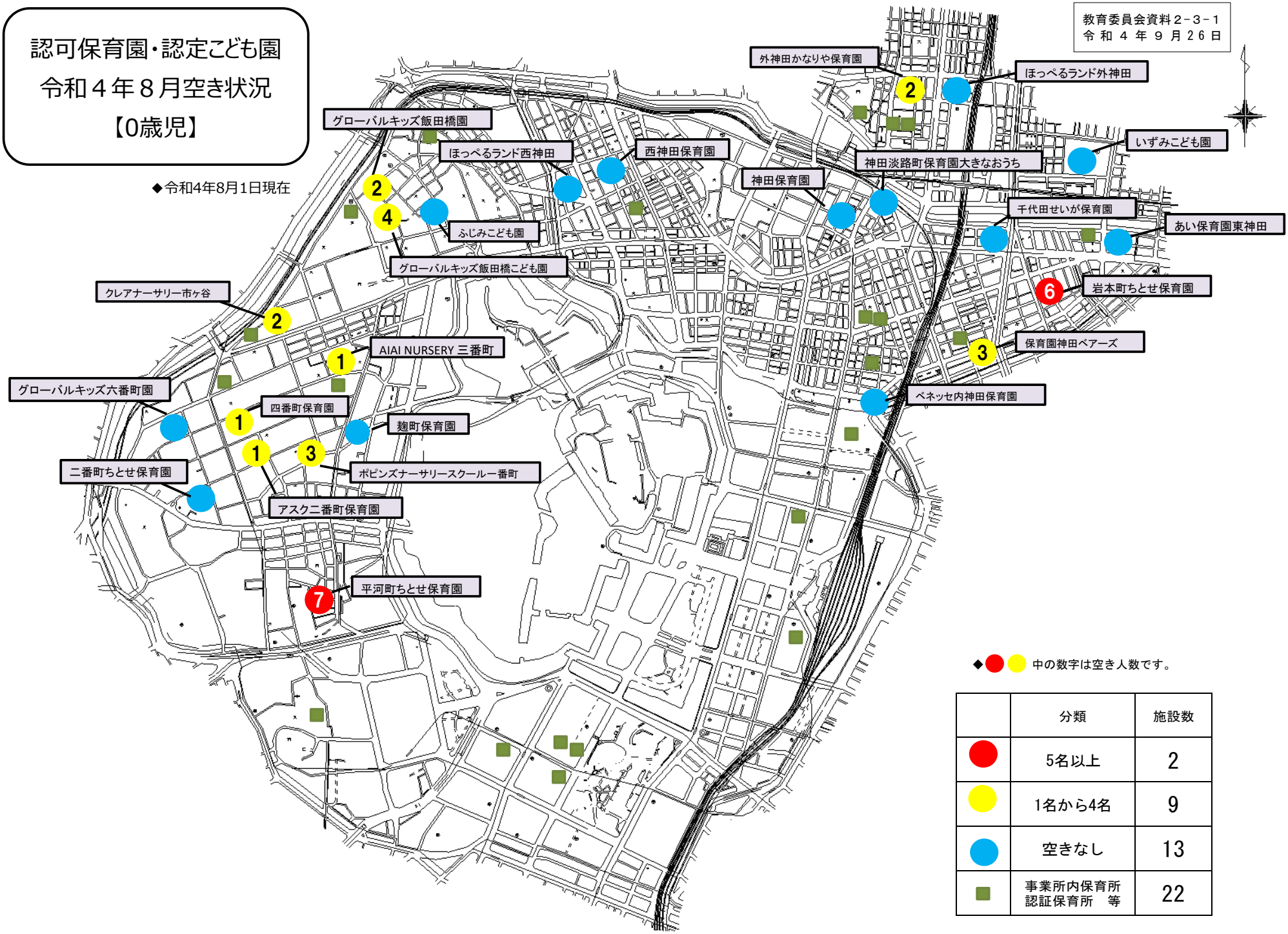

◆●●中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	2
●	1名から4名	9
●	空きなし	13
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

教育委員会資料２－３－２
令 和 ４ 年 ９ 月 ２６ 日

認可保育園・認定こども園
令和４年８月空き状況
【1歳児】

◆令和4年8月1日現在

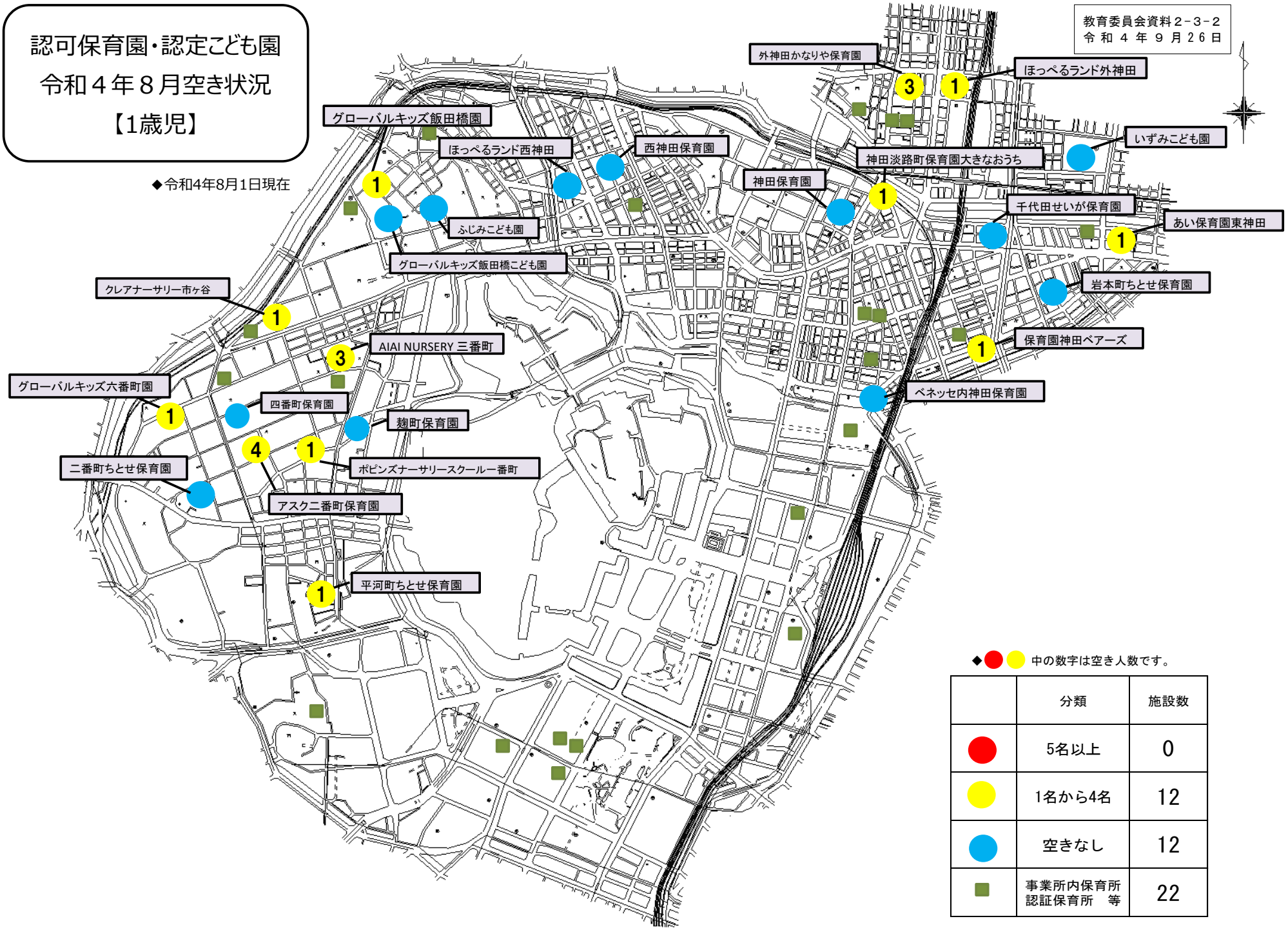

◆●● 中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	0
●	1名から4名	12
●	空きなし	12
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

教育委員会資料２－３－３
令 和 ４ 年 ９ 月 ２６ 日

認可保育園・認定こども園
令和４年８月空き状況
【2歳児】

◆令和4年8月1日現在

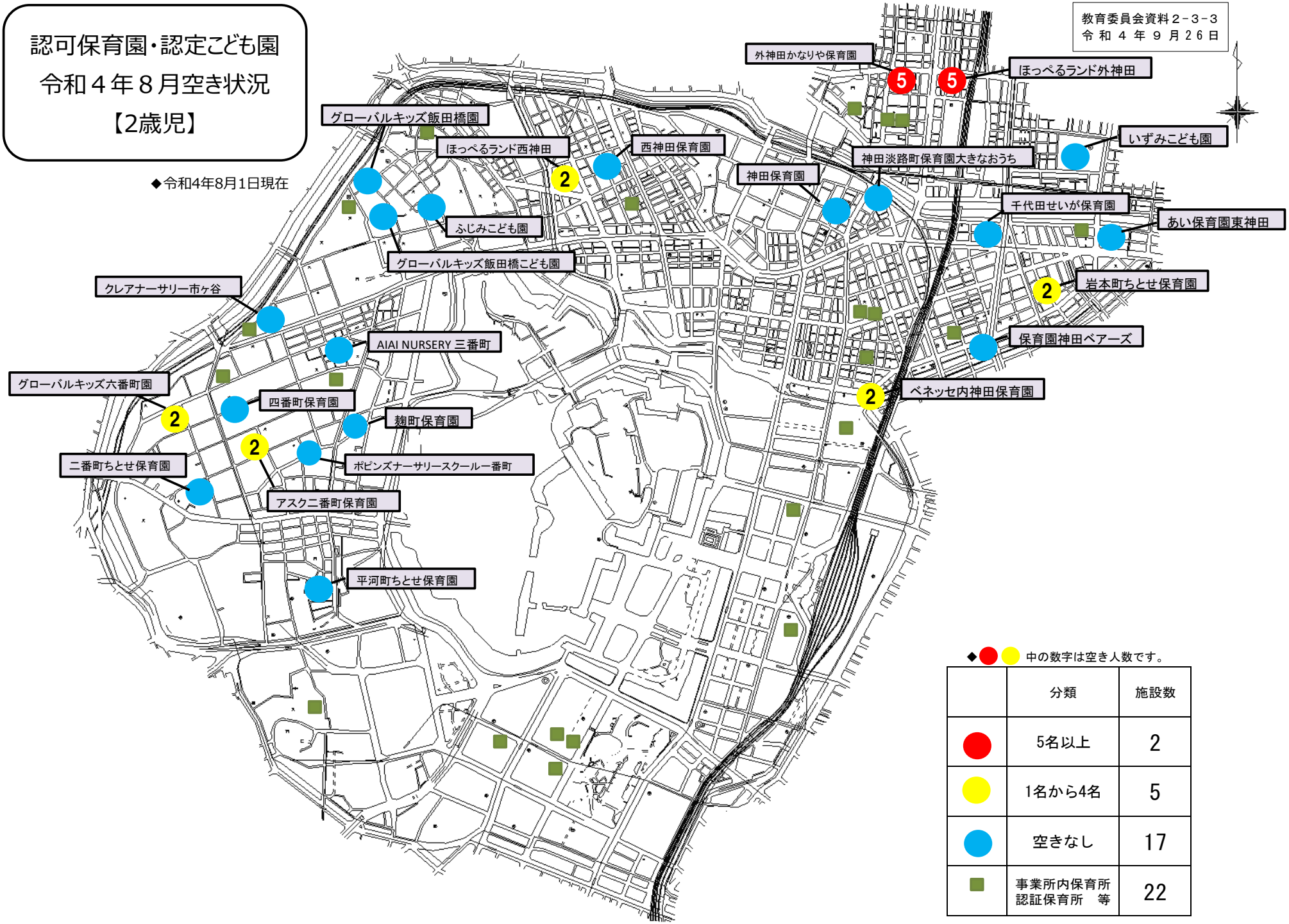

◆●●中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	2
●	1名から4名	5
●	空きなし	17
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

参 考 資 料

認可保育園・認定こども園
令和４年４月空き状況
【0歳児】

◆令和4年4月1日現在

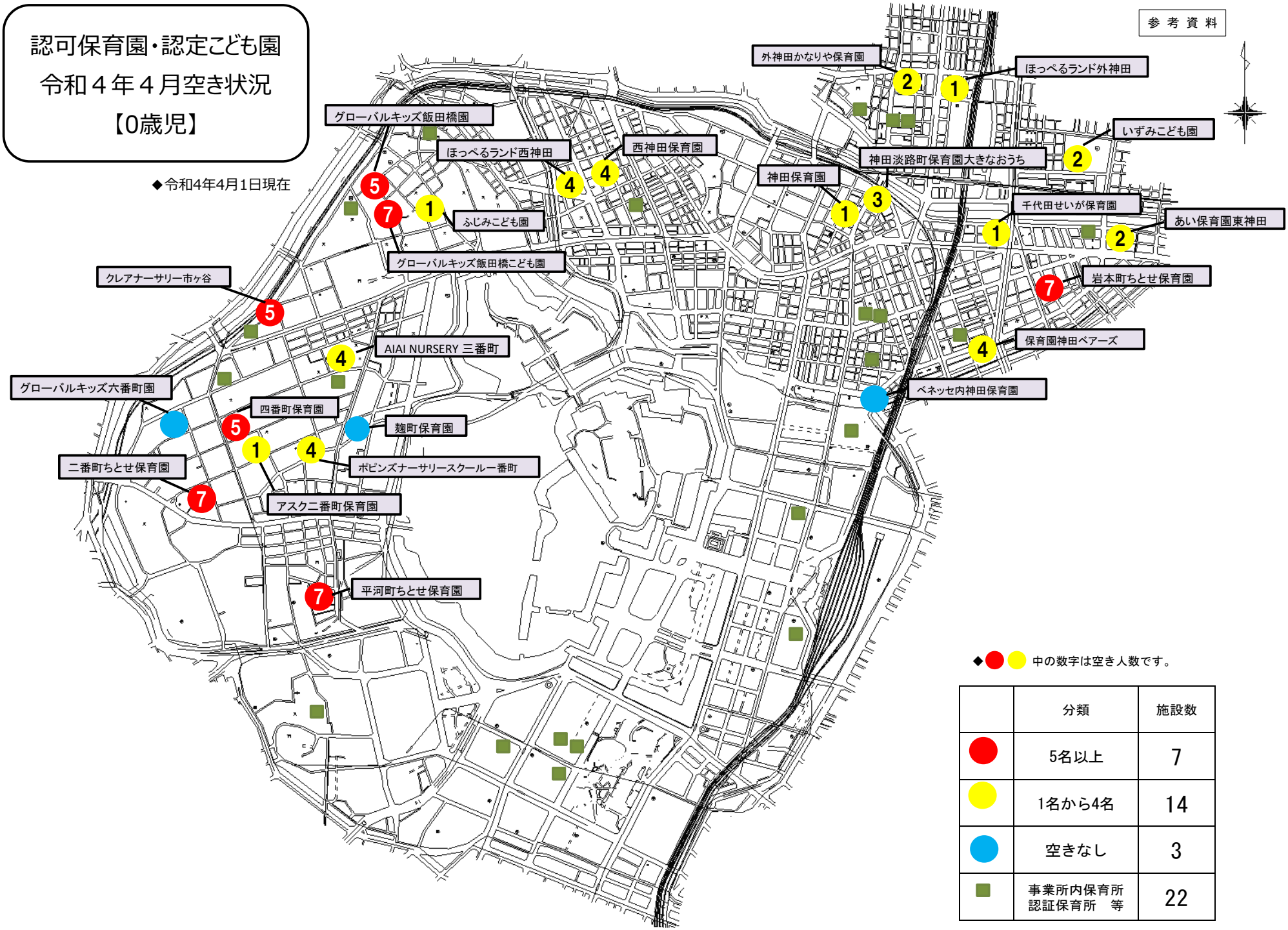

◆● ● 中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	7
●	1名から4名	14
●	空きなし	3
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

認可保育園・認定こども園
令和４年４月空き状況
【1歳児】

◆令和4年4月1日現在

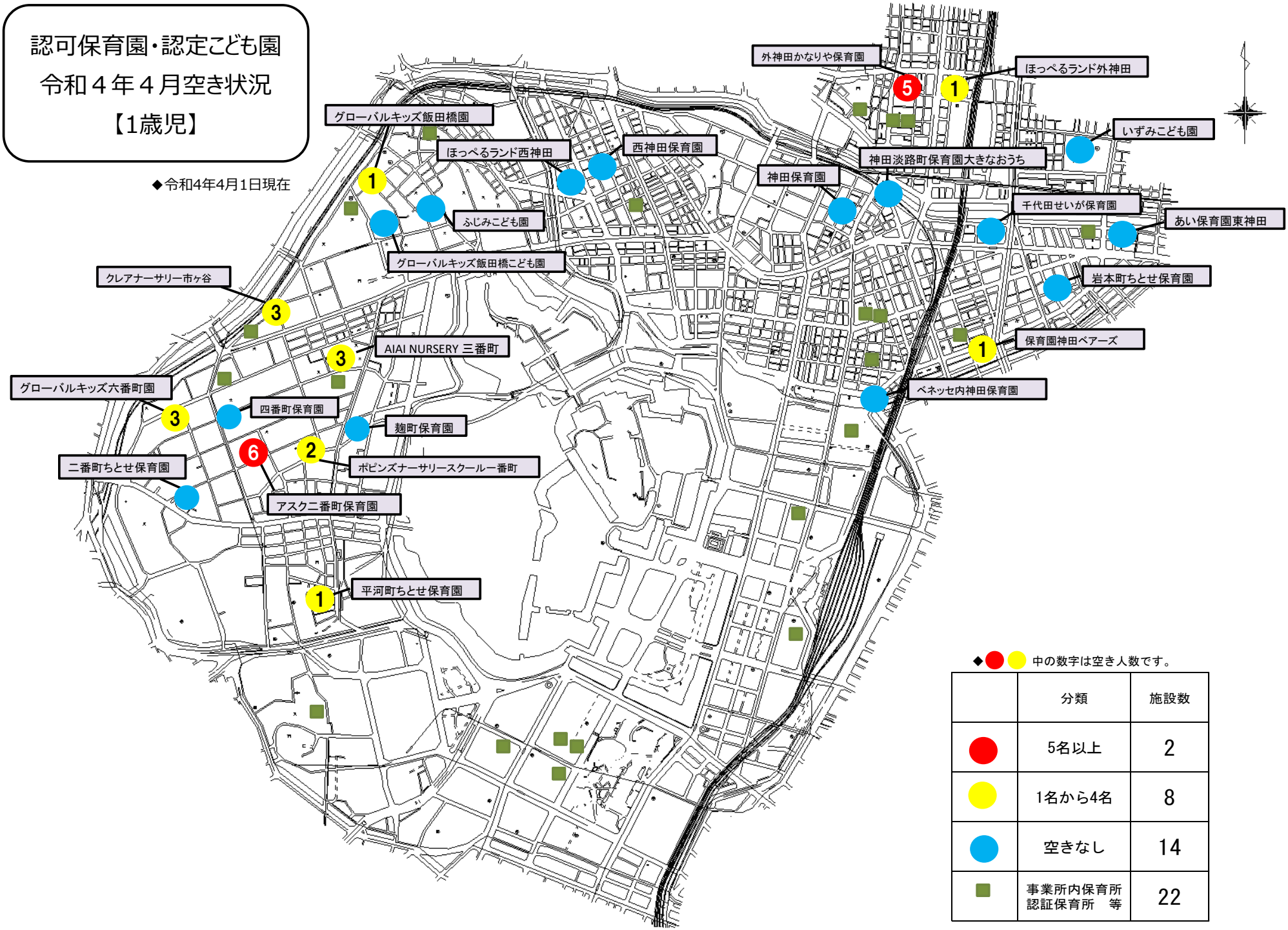

◆●● 中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	2
●	1名から4名	8
●	空きなし	14
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

認可保育園・認定こども園
令和4年4月空き状況
【2歳児】

◆令和4年4月1日現在

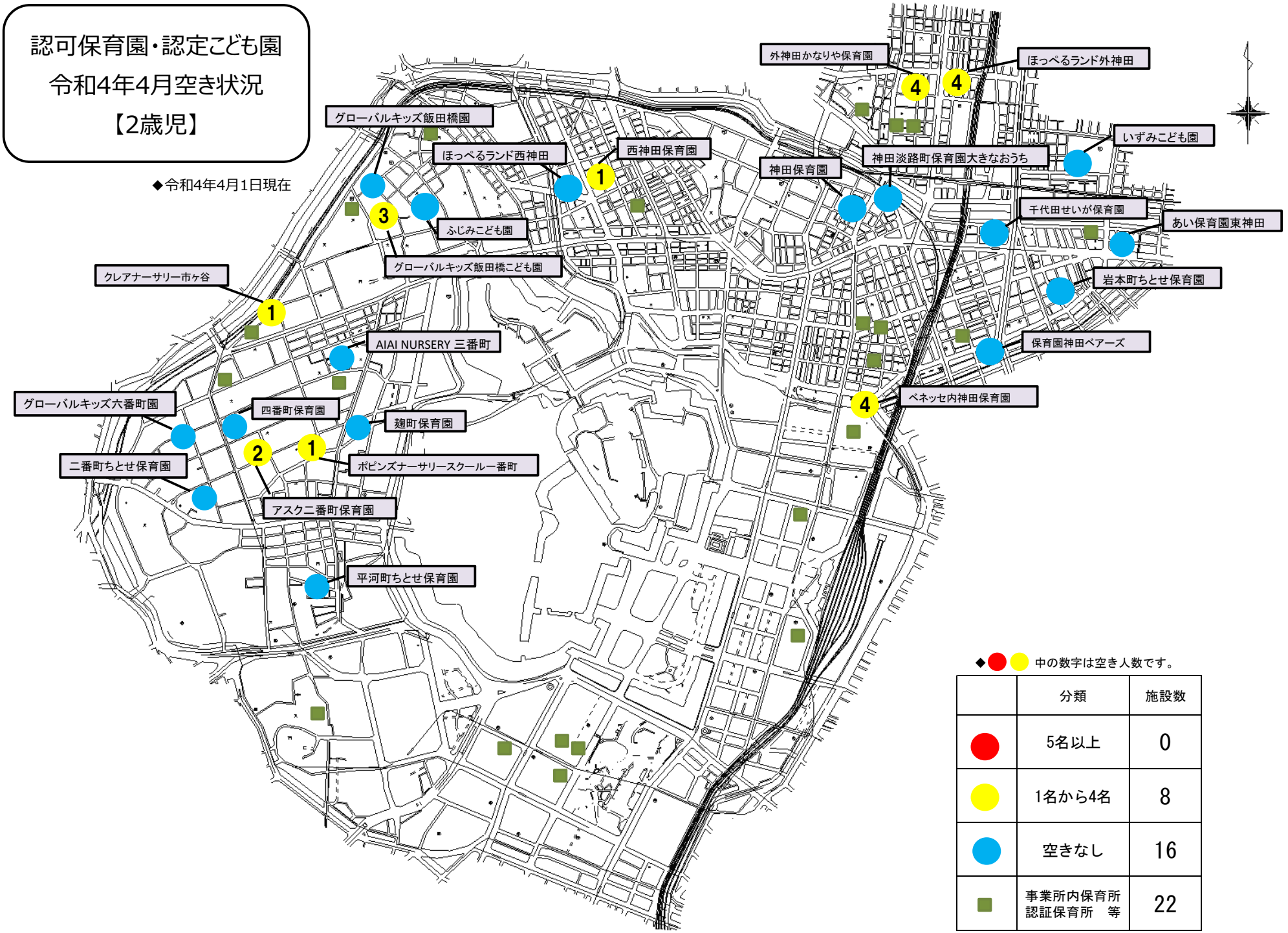

◆●●中の数字は空き人数です。

	分類	施設数
●	5名以上	0
●	1名から4名	8
●	空きなし	16
■	事業所内保育所 認証保育所　等	22

教育委員会資料３
令和４年９月 26 日

小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について

１　校庭・園庭の仕様など（別添資料参照）

（１）校種別・仕様別

①小学校

ゴムチップ	５校（うち暑熱対策塗装は２校）
人　口　芝	２校
天　然　芝	１校

②幼稚園・保育園・こども園＜四番町保育園仮園舎を除く＞

ゴムチップ	３園（うち暑熱対策塗装は１園）
土または砂	６園
コンクリート	１園
人　口　芝	１園

③中学校・中等教育学校

ゴムチップ	２校
土	１校

（２）暑熱対策塗装について

小学校２校で暑熱塗装を導入。

暑熱塗装の耐用年数はおおむね１０年程度（使用状況により異なる）。

２　校庭・園庭での活動を中止した日数（別添資料参照）

（１）調べた期間

５月３０日（月）～ ７月２３日（土）

①小学校、幼稚園、中学校・中等教育学校

７月２０日（水）までの５２日間のうち、日・祝日等を除く。

②保育園・こども園

７月２３日（土）までの５５日間のうち、日・祝日等を除く。

（２）休止した日数

①小　学　校	１ ～ ６ 日間	８校	計３０日間
②幼稚園・こども園・保育園	０ ～１４日間	１２園	計５８日間
③中学校・中等教育学校	０ ～ ６ 日間	３校	計　７日間

校庭・園庭の仕様など

別添資料

	校・園名	校庭面積（㎡）	校庭仕様		竣工年月	改修等		遮熱塗装
						年度	内容	
小学校	麹町	1,764	ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H15.2	H22	熱交換塗料に改修	○
	九段	1,559	人工芝	ロングパイル（ゴムチップ入り）	H30.7	H30	部分改修	―
	番町	2,608	ゴムチップ	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S47.3	H12	校庭舗装改修	
						H28	校庭舗装他改修	
	富士見	1,914	天然芝		H22.1	H30	張替	―
	お茶の水(仮)	1,240	ゴムチップ ※旧九段中	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S30.9	S61	校庭舗装他改修	
	千代田	1,232	ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H10.2	H20	熱交換塗料に改修	○
	昌平	1,788	ゴムチップ ※屋上校庭	溶剤系弾性アクリル ウレタン樹脂系塗装	H8.8	H30	舗装改修他	
						H31	舗装改修	
	和泉	1,207	人工芝	砂入り	S62.7	H16	人工芝他改修	―
幼稚園	麹町	250	土		H15.2			―
	九段	120	土		H30.7			―
	番町	200	ゴムチップ	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S47.3	H12	校庭舗装改修	
						H28	校庭舗装他改修	
	お茶の水(仮)	130	ゴムチップ ※旧九段中	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S30.9	S61	校庭舗装他改修	
	千代田		ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H10.2	H20	熱交換塗料に改修	○
	昌平	402	土		H8.8			―
こども園	ふじみ	801	土		H22.1			―
	いずみ	218	人工芝	砂入り	S62.7	H16	人工芝他改修	―
保育園	麹町	675	砂		H28.4			―
	神田	339	砂		H25.4			―
	西神田	253	コンクリ	防水仕上げ	H11.10			―
	四番町（仮）		園庭なし 屋上天然芝		H29.11			―
中等教育学校 中学校	麹町	2,718	ゴムチップ	アクリル塗装	H24.1	無	無	
	神田一橋	2,309	ゴムチップ	透水性ゴムチップウレタン舗装	S57.8	H26	大規模改修	
	九段中等	4,740	土	不溶性土壌改良材（ソイレックス）	S61.3	H23	大規模改修	―

校庭・園庭での活動を中止した日数

別添資料

暑さ（高温・多湿、熱中症警戒アラート等）により、校庭・園庭での活動（体育、外遊び等）を中止した日数

令和４年		5/30(月)～6/11(土)	6/13(月)～6/25(土)	6/27(月)～7/9(土)	7/11(月)～7/23(土) ※１	計	期間中の教育・保育日数 ※２
小学校	麹町			5	1	6	38
	九段		1	5		6	36
	番町			3		3	38
	富士見			5		5	38
	お茶の水			3		3	37
	千代田			1		1	38
	昌平			1		1	37
	和泉			4	1	5	38
幼稚園	麹町		2	5		7	37
	九段		1	4		5	36
	番町		2	5		7	37
	お茶の水			1		1	37
	千代田		4	10		14	37
	昌平			2		2	37
こども園	いずみ	1		5	1	7	47
	ふじみ					0	47
保育園	麹町			2	7	9	47
	神田			3	1	4	47
	西神田				2	2	47
	四番町（仮）					0	47
中等教育学校	麹町			1		1	39
	神田一橋		1	5		6	38
	九段中等教育学校					0	45
計（日）	小学校	0	1	27	2	30	300
	幼稚園	0	9	27	0	36	221
	こども園保育園	1	0	10	11	22	282
	中学校中等教育学校	0	1	6	0	7	122
	合計	1	11	70	13	95	925
平均（日）	小学校		1.00	3.38	1.00	3.75	
	幼稚園		2.25	4.50		6.00	
	こども園保育園	1.00		3.33	2.75	3.67	
	中学校中等教育学校		1.00	3.00		2.33	
	全体	1.00	1.83	3.68	2.17	4.13	

※１　小学校・幼稚園・中学校・中等教育学校は７月２０日まで。
※２　こども園は長時間保育の日数として表記。

教育委員会資料４
令和４年９月２６日

学校給食用牛乳のストローレスについて

１ 学校給食用牛乳購入の仕組み

学校給食用牛乳については、「東京都学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」に基づき、東京都が一括して入札を行い価格（令和４年度１ﾊﾟｯｸ53円80銭）が確定され、区市町村エリア毎にメーカーが指定される。また、牛乳の供給形態は２００ｍｌ紙装と定められ、東京都学校給食会と各学校で契約を締結しており、他のメーカー（販売業者含む）からの購入は出来ない。

２ 本区のストローレスの状況

本年４月より、「School　POP®」（※裏面参照）という直接飲用可能な専用容器（ストローレス紙パック）の導入を機に、学校毎にストロー使用の選択導入を開始した。

・全学年使用無し：麹町小、千代田小、九段中等
・学校内選択制　：九段小、番町小、富士見小、お茶の水小、昌平小、和泉小、麹町中
・全学年提供あり：神田一橋中

３ ストローレスの効果

（１）プラスチックごみの削減

千代田区へ供給している「興真乳業」では、千葉県、東京都でプラスチックストローの供給量が昨年度比４割弱の削減と予測している。

【メーカー試算】

年間製造数6,128万本　ストロー１本あたり重量　0.22ｇ　年間総数13.48ｔ

13.48ｔ×2.69（CO２換算係数）≒　36t の削減。

（２）児童・生徒の環境意識の向上

プラスチックストローの削減については、「海洋プラスチックごみ問題」として、SDGs(持続可能の開発目標）目標14「海の豊かさを守ろう」に関連する取り組みであり、学校教材としても取り上げられている。

４ その他

○令和４年８月２３日付、東京都教育庁地域教育支援部健康教育課より「学校給食用牛乳供給事業におけるプラスチックストロー削減に関するアンケート」が実施された。

千代田区は、物価高騰分とは別にプラスチックストロー削減の取組み（紙ストロー・バイオマスプラ高配合ストロー等導入）による平均供給価格の上昇が一定金額内であれば、令和５年度から取組み進めてほしいと回答した。（可燃ごみの削減も含めての検討を併せて記載）

○紙パック容器からの直飲みに違和感がある児童・生徒については、マイコップの持参等検討している。

紙でできることは紙で。

SCHOOL POP

プッシュパネルが付きました！

ストローレス紙パック

飲みやすさと環境を考えた
学乳容器が誕生しました。

教育委員会資料５
令和４年９月 26 日

令和４年度 学校生活アンケートの結果について

１　実施日

１回目（5 月、6 月）

２回目【任意実施】（10 月、11 月）

２　対象

小学４年生以上の全児童・生徒を対象（令和４年度は全ての小学校において１～３学年でも実施）

３　実施内容

実施するアンケートは図書文化社「ハイパーQU」とする。

この調査は、学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）と、学級満足度尺度（いごこちのよいクラスにするためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度（ふだんの行動をふり返るアンケート）により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

学級満足度尺度結果イメージ

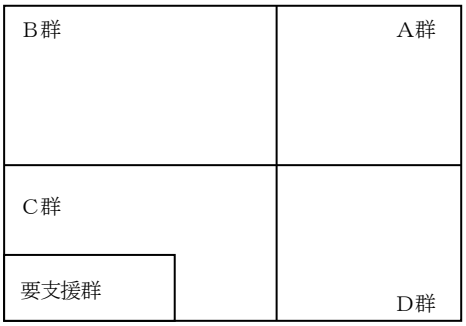

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて示される。

学級生活満足群（A）・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている

侵害行為認知群（B）・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い

学級生活不満足群（C）・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い
不登校のリスクが高い

※要支援群・・・・・・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとても高く、早急に個別対応が必要な状態

非承認群（D）・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

4　本区の学級満足度尺度結果（小１年～中・中等３年）

小学校

（単位は%、端数があるため合計は１００にならないことがある）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	46	42		14	17		15	22	△	24	19	▼
小2	50	42	△	17	17		16	22	△	17	19	
小3	56	42	△	13	17		17	22	△	14	19	△
小4	59	43	△	11	16	△	17	23	△	13	18	△
小5	60	43	△	6	16	△	17	23	△	17	18	
小6	62	43	△	9	16	△	13	23	△	15	18	

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	55	41	△	9	13		18	28	△	17	18	
中2	55	41	△	8	13	△	21	28	△	16	18	
中3	52	41	△	11	13		23	28	△	14	18	

※全国平均に対して、△５%以上の肯定的な差異を、▼は５%以上の否定的な差異を表しています。

5　アンケート結果の分析

【小学校】

○学級生活満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。

○侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均以下となっている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

○学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

○非承認群は、小学校１年で５ポイント全国平均を上回っている。この結果より小学校入学後、学級内で認められていないと感じている児童の割合が全国平均に比べて高いと考えられる。

【中学校・中等教育学校（前期課程）】

○学級生活満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内生徒の多くは、学校生活に満足していると考えられる。

○侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

○学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

○非承認群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果より中・中等教育学校入学後、学級内で認められていないと感じている生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

（別紙１）学級満足度尺度結果まとめ（学年別）

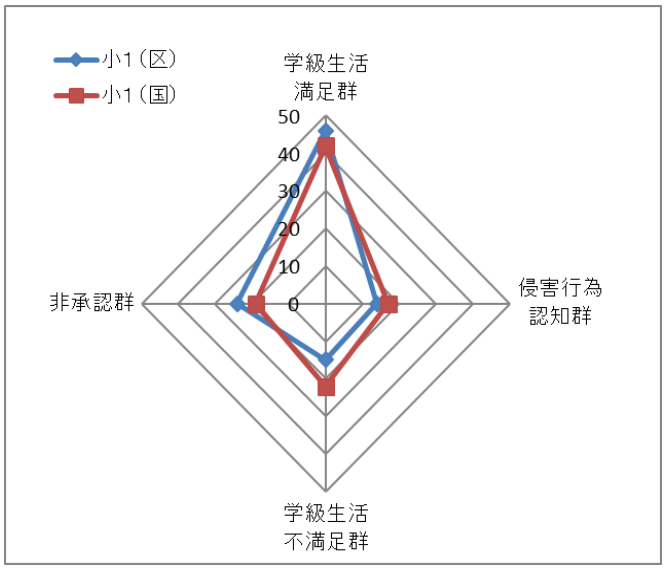

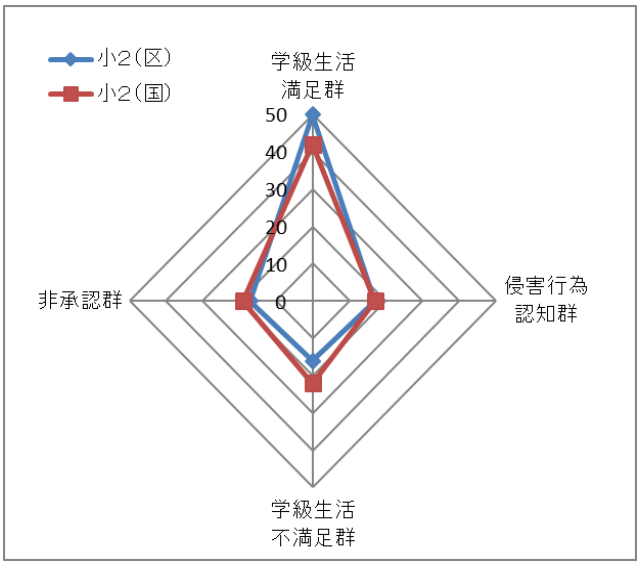

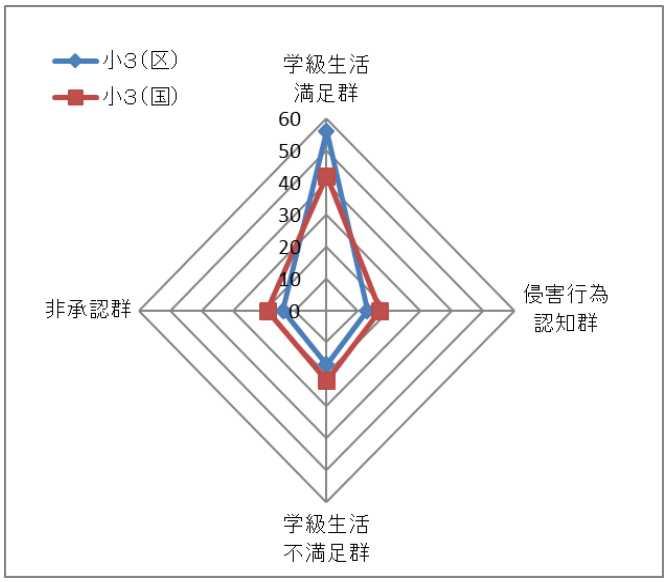

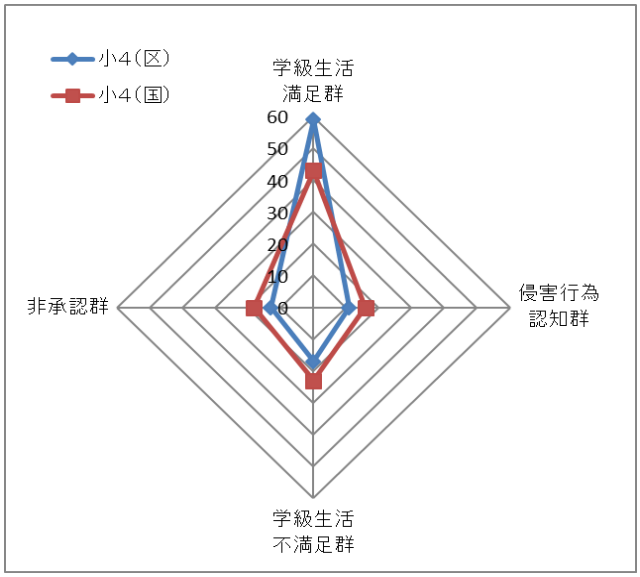

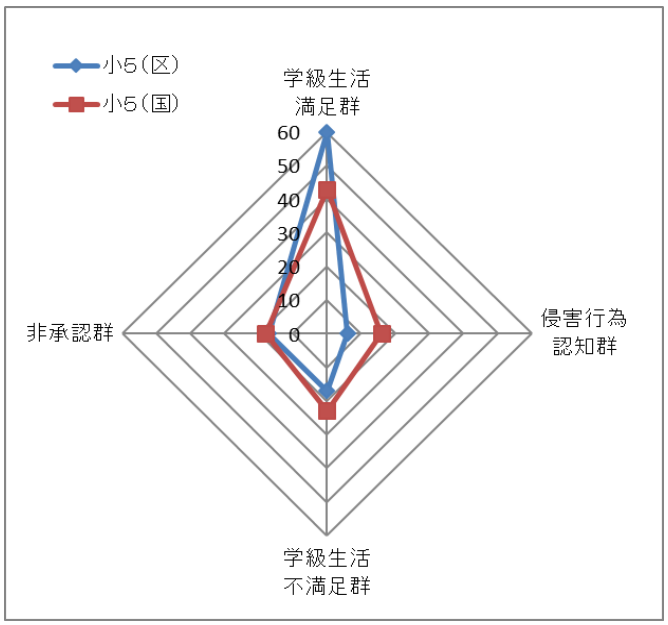

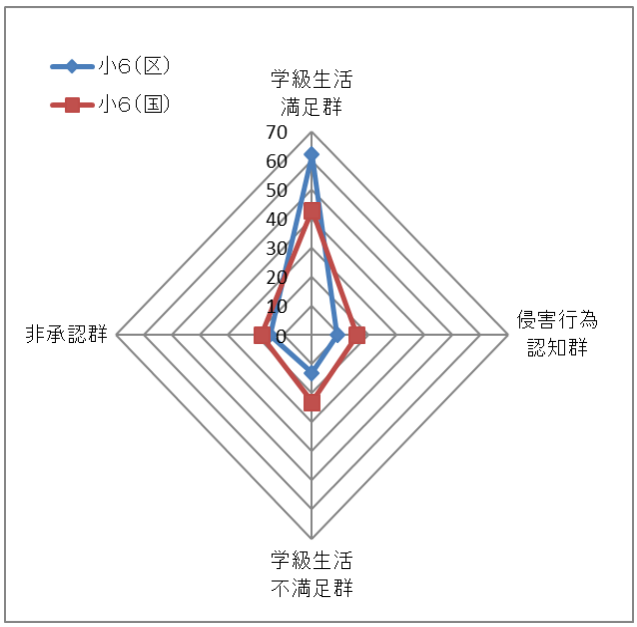

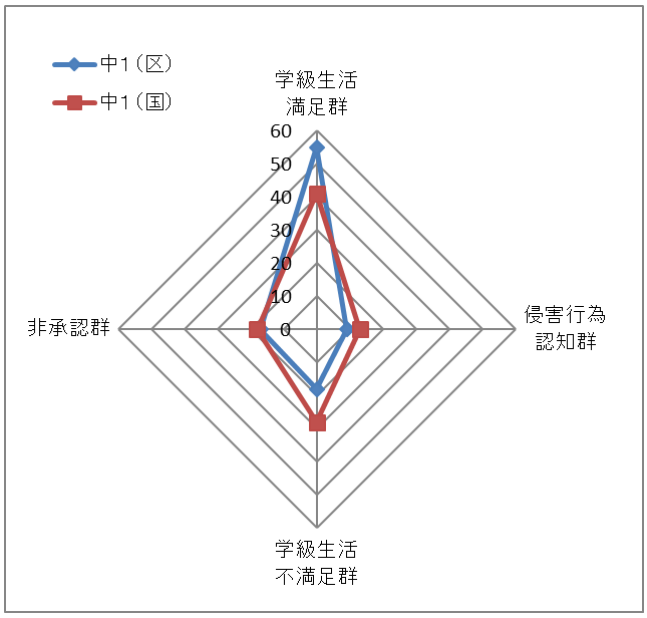
中1（区）
中1（国）
学級生活
満足群
60
50
40
30
20
10
0
侵害行為
認知群
学級生活
不満足群
非承認群

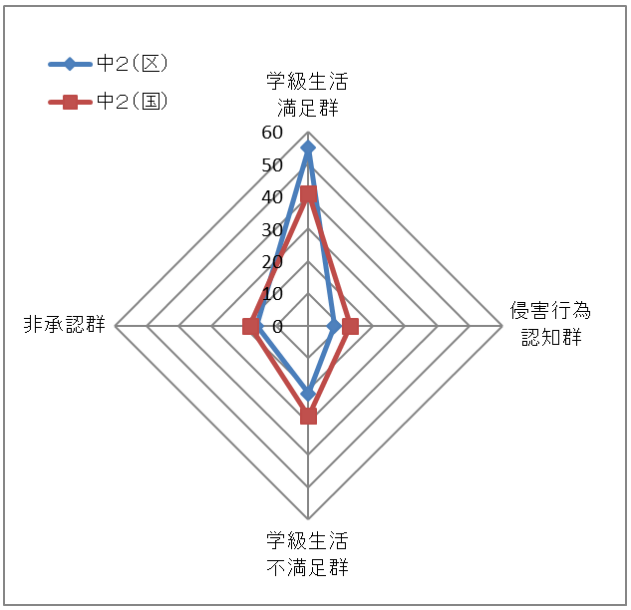
中2（区）
中2（国）
学級生活
満足群
60
50
40
30
20
10
0
侵害行為
認知群
学級生活
不満足群
非承認群

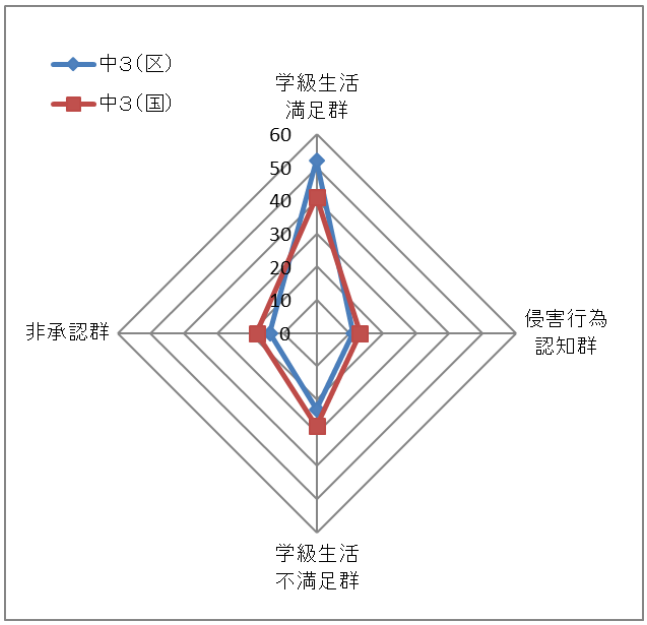
中3（区）
中3（国）
学級生活
満足群
60
50
40
30
20
10
0
侵害行為
認知群
学級生活
不満足群
非承認群

（参考資料）図書文化社「ハイパーQU」について

ハイパーQUは「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート【A：学校生活意欲】」、「いごこちのよいクラスにするためのアンケート【B：学級満足度】」、「ふだんの行動をふり返るアンケート【C：ソーシャルスキル】」の３つの心理テストから構成されている。

「小学校１～３年生用」、「小学校４～６年生用」、「中学校用」があり、発達段階に応じて小学校用は表現の違いがあり、中学校用は質問項目が多くなっている。

＜質問項目例＞（例示は「小学校４～６年生用」）

【A：学校生活意欲】

「とてもそう思う」、「少しそう思う」、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の４段階で回答

1	クラスの人は声をかけたり親切にしたりしてくれる
2	クラスにはいい人だな、すごいなと思う友達がいる
3	クラスの人から好かれ、仲間だと思われている
4	勉強でできなかったことができるとうれしい
5	授業中に質問に答えたり発言したりするのは好き
6	よい成績をとったり勉強ができるように努力している
7	クラスは明るく楽しい感じがする
8	クラスはみんなで協力しあっていると思う
9	クラスは色々な活動にまとまって取り組んでいる

【B：学級満足度】

「とてもそう思う」、「少しそう思う」、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の４段階で回答

1	運動や勉強等でクラスの人から認められることがある
2	失敗したときクラスの人が励ましてくれることがある
3	クラスの中に気持ちをわかってくれる人がいる
4	クラスの人は協力したり応援したりしてくれる
5	いろいろな活動に取り組もうとする人がたくさんいる
6	自分が発表する時ひやかさずにしっかり聞いてくれる
7	嫌なことを言われたり、からかわれたりしてつらい
8	クラスの人から暴力をふるわれてつらいことがある
9	クラスにいたくないと思うことがある
10	休み時間などに、一人ぼっちでいることがある
11	グループに入れないで残ってしまうことがある
12	クラスの人から無視されることがある
13	ネット上で友達から嫌なことをされることがある
14	ネット上で仲間外しや無視されることがある

【C：ソーシャルスキル】

「いつもしている」、「ときどきしている」、「あまりしていない」、「ほとんどしていない」の４段階で回答

1	友達の気持ちを考えながら話をしている
2	何か失敗した時に「ごめんなさい」と言っている
3	友達が話している時は、最後まで聞いている
4	みんなで決めたことにはしたがっている
5	班活動で友達が失敗した時は、ゆるしている
6	友達が何かをうまくした時、ほめている
7	友達との約束は守っている
8	何かを頼む時、迷惑がかからないか考えている
9	みんなと同じくらい、話をしている
10	みんなのためになることを見つけて実行している
11	友達が楽しんでいる時に、もりあげている
12	うれしい時は、みぶりで気持ちをあらわしている
13	ほかの人に左右されず、自分の考えで行動している
14	自分から友達を遊びにさそっている
15	係の仕事をする時、意見を言っている
16	遊ぶ時、中心になってアイデアを出している

地域振興部資料１
令和４年９月 26 日

千代田区産業振興基本計画（案）について

１　概要

・　７月２８日に千代田区商工振興連絡調整会議を開催し、千代田区産業振興基本計画（素案）について、確認いただいた。

・　素案に関し、連絡調整会議で了承いただいたため、素案にデザイン調整を施した計画案を別添のとおり作成し、本計画案を公表するとともにパブリックコメントを募集する予定である（１１月４日開始予定)。

２　計画策定の流れ

ア　骨子案の策定　　済

イ　素案の策定　　済

ウ　パブリックコメントの実施（１１月４日実施予定）

エ　計画案の策定（１２月～１月頃を目途）

オ　産業振興基本計画の策定（２月～３月頃を目途）

地域振興部　資料２
令和４年９月 26 日

インターネットを通じたＷｅｂ口座振替受付サービスの開始について

１　概要

インターネットを使用したＷｅｂ口座振替受付サービスを新たに開始し、区民の利便性向上を図る。

２　経緯

現在千代田区における口座振替の受付は、主に口座振替依頼書を使用する方法で行っている。

コロナ禍も含めた昨今の時代の流れの中で、

（１）来庁不要で 24 時間 365 日登録ができること

（２）ペーパーレス・ハンコレスの要望が高まっていること

（３）口座振替登録が即時に完結すること

等をふまえ、インターネットを使用したＷｅｂ口座振替受付サービスを導入する。

３　登録方法

区民がパソコンやスマートフォンからＷｅｂ口座振替受付サービスにアクセスし、利用者情報、口座情報等を入力することで、口座振替登録を行うことができる。

４　対象となる公金

（１）国民健康保険料

（２）後期高齢者医療保険料

（３）介護保険料

（４）特別区民税・都民税

（５）保育料

５　利用開始日

令和４年 10 月 11 日

６　周知方法

広報千代田９月 20 日号、千代田区ホームページ他

地域振興部資料3
令和４年９月２６日

客引き防止対策について

１　客引き防止重点地区の見直しについて

現在、客引き行為等防止重点地区に指定されている『外神田地区』、『秋葉原東部地区』では、区職員や委託警備員による重点的な巡回指導により、悪質な客引き行為は減少しているが、指導取締りをかわすような形で、中央通りや秋葉原駅前などの重点地区外に客引き行為等を行う従業員が増加している状況にある。

現在、**別紙１**の黒枠内が客引き行為等防止重点地区となっているが、これを赤枠内まで拡張し『秋葉原駅周辺地区』とすることで、より効果的な指導取締りを展開していく。

２　デジタルサイネージを利用した啓発活動の展開について

客引き行為等防止啓発のため、秋葉原地区に設置されている６カ所のデジタルサイネージ**（別紙２参照）**において、１０月中旬から広報動画を放映する。

広報動画については、下記３つのスライド(２つ目は動画)にセリフ、効果音、アニメーションを加えて作成している。

1

2

3

３　事業者に向けた研修会の実施について

９月６日(火)に秋葉原コンセプトショップ協会が秋葉原のメイド喫茶やコンセプトカフェを対象とした研修会を開催し、７５店舗のオーナーや店長等が参加した。

同研修会では、千代田区役所や万世橋警察署、警視庁本部主管課による、事業者の適正営業についての講義を実施した。

別紙１

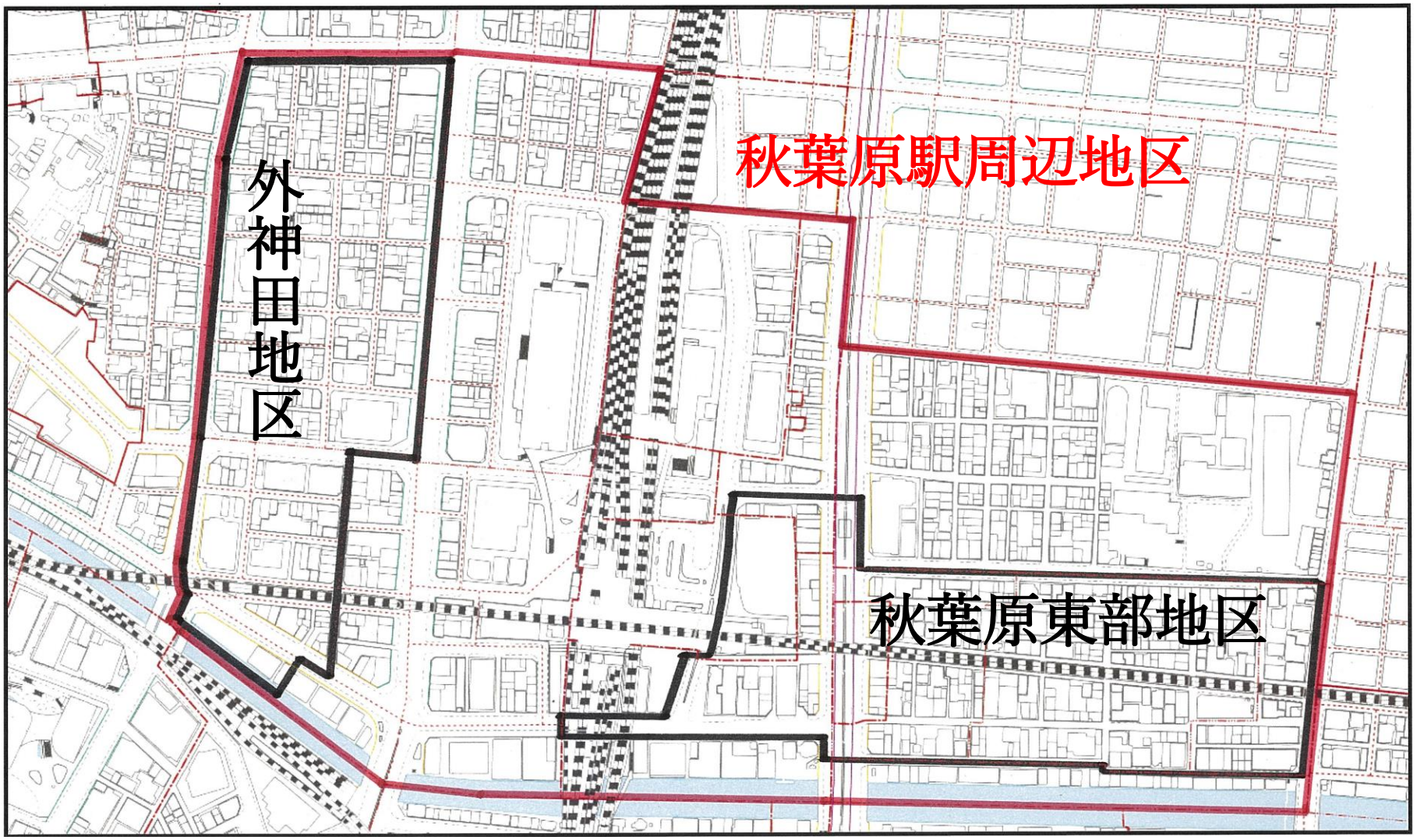

別紙２

デジタルサイネージ周辺地図

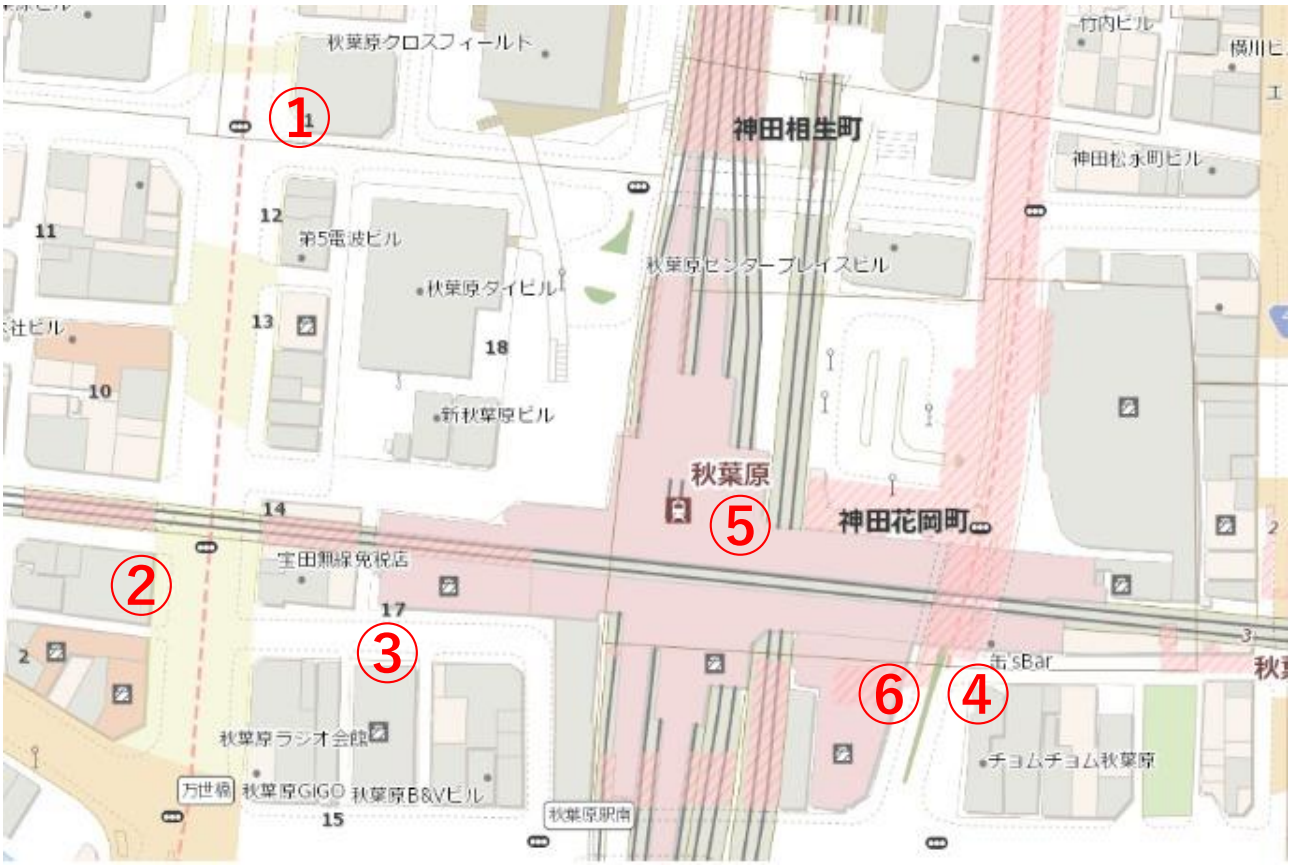

デジタルサイネージ現場写真

①　ビックカメラＡＫＩＢＡ

②　オノデン

③　秋葉原ラジオ会館

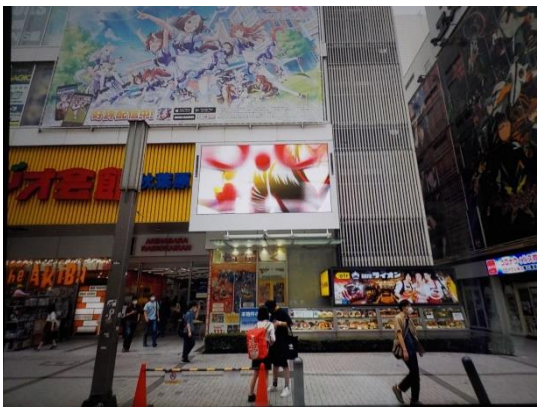

④　チョムチョムビル

⑤　ＪＲ秋葉原駅構内

⑥　つくばエクスプレス秋葉原駅前

地域振興部 資料４－１
令和４年９月 26 日

新ちよだアートスクエア基本構想の策定について

ちよだアートスクエアの拠点施設として旧練成中学校を活用するにあたり、これまでの成果・課題を踏まえて、今後の運営方法、整備内容、取り組みの方向性などを示した新ちよだアートスクエア基本構想を策定する。

１　進捗状況

日付	内容等
５月 27 日(金)	地域文教委員会 ・新基本構想策定に向けた令和４年度のスケジュールについて報告
５月 31 日(火)	第１回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想策定に向けた令和４年度のスケジュールについて報告 ・これまでのちよだアートスクエア事業の成果、課題や今後の方向性等について意見聴取
８月 18 日(木)	組織目標管理レク ・新基本構想（たたき台）の内容について確認
８月 22 日(月)	第２回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）の内容について意見聴取

２　新基本構想の構成（案）

第１章　これまでのちよだアートスクエアの展開について
　１　設置からこれまでの経緯
　２　成果・課題
第２章　新ちよだアートスクエア基本構想について
　１　新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ
　２　設置目的・基本方針
　３　機能構成
第３章　ちよだアートスクエアの今後のあり方について
　１　対応すべき課題
　２　施設・設備の改修工事にあたって
　３　運営方法
　４　展開する事業・プログラム
　５　事業者の評価
　６　区民参画
　７　今後のスケジュール（予定）

※第３章本文は作成中

３　第２回千代田区文化芸術プラン推進委員会における主な意見（令和４年８月22日開催）

○新しい機能として、音楽スペースが入っているのは良い。
○若い世代を対象とした施設となると良い。また、多世代交流ができる施設であるとなお良い。
○（ちよだアートスクエアが使用できないとき）アートは場所がなくてもできると思うので、活動への支援を行うのはどうか。
○これまでの経緯や現事業者の成果を踏まえたうえでの「継続性」を基本構想の中で記載できるといいのではないか。

４　今後のスケジュール

日付	内容等
11月中旬	第３回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）の内容について意見聴取
12月中旬	第４回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（素案）の策定
令和５年１月～	パブリックコメント実施 （広報千代田１月20日号）
令和５年３月中旬	第５回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想の策定

地域振興部　資料４－２
令和４年９月２６日

令和4年度千代田区文化芸術プラン推進委員会　委員名簿

（敬称略）

	No	区分	氏　名	所　属　等
千代田区文化芸術プラン推進委員会委員	1	＜委員長＞ 学識経験者	星野（ほしの）　泉（いずみ）	明治大学政治経済学部　教授 （千代田区文化芸術プラン(第四次)検討会 座長）
	2	＜委員長職務代理者＞ 学識経験者	山﨑（やまざき）　鯛介（たいすけ）	千代田区文化財保護審議会委員 東京工業大学博物館　教授 （千代田区文化芸術プラン（第四次）検討会 委員）
	3	委員	田中（たなか）　晴子（はるこ）	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー　学芸室長 （千代田区文化芸術プラン（第四次）検討会 委員）
	4	委員	新井（あらい）　巖（いわお）	千代田区文化芸術協会　理事長
	5	委員	阿部（あべ）　俊裕（としひろ）	千代田区文化連盟　代表幹事
	6	区	恩田（おんだ）　浩行（ひろゆき）※	千代田区地域振興部文化スポーツ担当部長
ちよだアートスクエア評議委員会委員	7	学識経験者	椿（つばき）　昇（のぼる）	京都造形芸術大学美術工芸学科教授
	8	学識経験者	長田（ながた）　哲征（てつゆき）	オフソサエティ株式会社代表取締役
	9	学識経験者	岡田（おかだ）　勉（つとむ）	複合文化施設「スパイラル」 シニアキュレーター･アートプロデューサー
	10	委員	服部（はっとり）　浩美（ひろみ）	御茶の水美術専門学校　理事長
	11	委員	小林（こばやし）　俊司（しゅんじ）	神田五軒町々会会長
	12	委員	新井（あらい）　美智子（みちこ）	神田五軒町々会婦人部長
	13	委員	久保田（くぼた）　富三郎（とみさぶろう）	練成中学校同窓会長
		区	恩田（おんだ）　浩行（ひろゆき）※	千代田区地域振興部文化スポーツ担当部長

※ 区職員の恩田浩行（地域振興部文化スポーツ担当部長）は、両方の委員を務めている。

地域振興部 資料４－３
令和４年９月26日

新ちよだアートスクエア基本構想

（たたき台）

令和〇年〇月

千代田区

目次

第１章　これまでのちよだアートスクエアの展開について 1

１　設置からこれまでの経緯 1

２　成果・課題 3

第２章　新ちよだアートスクエア基本構想について 16

１　新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ 16

２　設置目的・基本方針 17

３　機能構成 17

第３章　ちよだアートスクエアの今後のあり方について（作成中） .....

１　対応すべき課題 .....

２　施設・設備の改修工事にあたって .....

３　運営方法 .....

４　展開する事業・プログラム .....

５　事業者の評価 .....

６　区民参画 .....

７　今後のスケジュール（予定） .....

はじめに

千代田区では、平成 16 年３月に策定した「千代田区文化芸術基本条例」に基づく文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年１月に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定しました。その中の重点プロジェクトの一つである「ちよだアートスクエア構想」実現に向けて、「ちよだアートスクエア検討会」において検討を重ね、平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」をまとめました。提言では、千代田区の特性として江戸時代から積み上げられてきた豊かな文化芸術資源と、新たな文化を発信する基盤があることから、歴史文化を継承する活動と新しい文化を創造する活動を大きな二本柱とした拠点づくりの必要性が謳われました。

提言を受けて発足した、「ちよだアートスクエア実施委員会」では、設置すべき機能や想定されるプログラム、施設の利用方法、運営方法など、ハードとソフトの両面から、さまざまな検証及び議論が行われ、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な検討を行いました。ちよだアートスクエアのあるべき姿を細部に至るまで活発に議論し、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な枠組みを取りまとめ、平成 19 年 12 月、「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」が、区へ提出されました。

区では、これらの経緯を踏まえて、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」を取りまとめ、事業者の公募を経て、平成 22 年６月、旧練成中学校に「アーツ千代田 3331」が開館しました。開館から約 12 年が経過し、その間、公募により選定された団体が民設民営による運営の下、その専門性を生かして旧練成中学校を活用し、アートの鑑賞・体験機会の提供のほか、地域コミュニティづくりにも取り組んできました。

これまでの取り組みを受けて、令和３年９月に策定した「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示しました。そして、同年 12 月、同プランにおいて示した役割を果たしていくため、ポップカルチャーや電気街として知名度のある秋葉原という地域特性や芝生の広がる練成公園との一体性、交通アクセスの利便性の高さといった特長を兼ね備えた旧練成中学校を、ちよだアートスクエアの拠点施設として活用していく方向性を決定しました。

こうした活用の方向性を受けて、この度、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定しました。

第１章　これまでのちよだアートスクエアの展開について

１　設置からこれまでの経緯

※下線部分の詳細については９～15 ページを参照

平成 16 年３月	千代田区文化芸術基本条例を制定。
平成 17 年１月	千代田区文化芸術基本条例に基づき千代田区文化芸術プラン（第一次）を策定。同条例第７条の重点目標「育てる」を推進していくための重点プロジェクトとして、「(仮称) ちよだアートスクエア」が位置づけられる。
平成 18 年 10 月	「ちよだアートスクエア構想の提言」 ちよだアートスクエア検討会において、千代田区の歴史と文化を尊重しつつ、新しい文化を生み出すための文化芸術の拠点づくりが必要であるとの結論が出され、ちよだアートスクエアの位置づけ、設置目的、対象となる区民、文化芸術拠点の必要性、拠点設置場所※などに関する提言がまとめられた。
平成 19 年 12 月	「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申)」 「ちよだアートスクエア構想の提言」を受けて発足したちよだアートスクエア実施委員会において、ちよだアートスクエアの基本方針、設置場所、設置期間、機能構成※などについての検討が行われ、設置に向けた具体的な枠組みが取りまとめられた。
平成 20 年７月	「(仮称) ちよだアートスクエア実施計画書」 区は、「ちよだアートスクエア構想の提言」及び「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申)」に基づき、ちよだアートスクエアの位置づけ、設置目的、基本方針、対象となる区民、設置場所、使用エリア、設置期間、機能構成※などを取りまとめた計画書を作成した。
平成 20 年９月	合同会社コマンドＡを第１期運営団体として決定。
平成 21 年 10 月	区と合同会社コマンドＡとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第１期契約期間】平成 21 年 10 月 29 日から平成 27 年１月 31 日まで
平成 22 年６月	アーツ千代田 3331 開館。

平成 25 年６月	ちよだアートスクエアのあり方検討会より、第１期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」の報告がなされる。
平成 26 年１月	ちよだアートスクエア第２期運営団体を募集。
平成 26 年４月	合同会社コマンドＡを第２期運営団体として決定。
平成 27 年１月	区と合同会社コマンドＡとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第２期契約期間】平成 27 年２月１日から令和２年３月 31 日まで
令和元年９月	東京 2020 大会の開催にあわせて「障害者アート世界展 2020」を実施するため、区と合同会社コマンドＡとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を延長。 【契約延長期間】令和２年４月１日から令和４年３月 31 日まで
令和２年４月	ちよだアートスクエア事業あり方検討会より、第１期・第２期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」の報告がなされる。
令和３年９月	千代田区文化芸術プラン（第四次）策定。ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。
令和３年 12 月	東京 2020 大会の延期に伴い「障害者アート世界展 2020」を延期したため、区と合同会社コマンドＡとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を再延長。 【契約再延長期間】令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで
〃	旧練成中学校跡地を、ちよだアートスクエアの拠点施設として活用していく方向性を決定した。

2　成果・課題

（1）第1期（平成21年10月29日～平成27年1月31日）の成果・課題

① 運営団体主催等による主な実施事業（平成22年度～平成26年度）

平成22年度	事業名	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part1	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part2	千代田芸術祭「3331アンデパンダン」	日比野克彦個展「ひとはなぜ絵を描くのか」
	実施日	6/26～7/25	8/7～29	9/8～19	10/30～12/13
	内容	3331入居団体から推薦を受けたアーティストによる展覧会	3331入居団体の企画参加による展覧会やワークショップ	無審査で作品を出品できる展覧会（応募作品346作品）	日比野克彦個展やクレーンによるライブペインティング等
	来場数	1,721名	1,200名	3,100名	3,503名
平成23年度	事業名	東日本大震災復興支援「Arts Action 3331」	ARTS FIELD TOKYO 2011	千代田芸術祭2011	「つくることが生きること」東日本大震災復興支援プロジェクト展
	実施日	4/20～7/10	5月～3月	9/3～9/19	3/11～3/25
	内容	被災地の支援活動を行っているアーティストが発表・報告をするチャリティ企画	芸術分野の専門家による講義	無審査で出品できる展覧会。展示・ステージ・マーケットの３部門	東日本大震災の復興に向けて活動する人の想いと活動内容を共有する展覧会
	来場者数	12,923名	801名	7,965名	19,347名
平成24年度	事業名	藤浩志の美術展 セントラルかえるステーション	千代田芸術祭2012	TRANS ARTS TOKYO展	アンデパンダン・スカラシップ展
	実施日	7/15～9/9	9/16～10/8	10/21～12/2	1/26～2/17
	内容	おもちゃのかえっこをテーマに環境や防災などを遊びながら学ぶ企画	展示・ステージ・マーケットの3部門の参加型イベント	さまざまなジャンルのアーティストが参加する展覧会	千代田芸術祭で審査員賞等を受賞した作品を展示
	来場者数	3,874名	15,823名	2,849名	8,077名

平成25年度	事業名	特別企画展 祭礼図巻にみる江戸の粋	Open Sky3.0 八谷和彦個展	メイド・イン・神田	三．一一映画祭
	実施日	4/27～5/19	7/13～9/16	10/27～11/17	3/9～3/30
	内容	神田祭をテーマに区指定有形文化財となっている山車人形や祭礼図巻等の展示	アーティストによる自作飛行機2機や飛行シミュレーターの展示	神田にゆかりのある人々をモデルに写真家が撮影したポートレイトを展示	東日本大震災に関するドキュメンタリー映画32本を上映
	来場者数	2,500名	6,920名	723名	843名
平成26年度	事業名	天下祭と山王さん～江戸っ子は、山車に絵巻に、木遣り唄～	3331千代田芸術祭2014	DOMMUNE University of the Arts -Tokyo Arts Circulation-	3331 Art Fair 2015 -Various Colle
	実施日	5/25～6/22	8/23～9/7	9/20～11/3	3/21～3/29
	内容	山王祭をテーマにした展示とワークショップを開催	展示・マーケット・ステージの3部門の参加型イベント	インターネット放送局を開設するアーティストの世界を表現する展覧会	見るだけでなく買うことで参加できるアートフェア
	来場者数	1,300名	30,000名	11,000名	2,300名

② 評価（平成25年６月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

◎現代アートの面ではその方面から評価され、メディアにもよく取り上げられている。

◎３年で拠点として、成功しつつある。

◎地元町会とさまざまな行事を実施している。

×千代田区らしい歴史文化の継承が不足している。

×人の交流できる部分があまり見えず、賑わいに欠ける。

×入居団体の部屋が事務所的に使われ、閉鎖的。地域に還元できていない。

×外神田周辺を離れると、認知度が低い。

③ 課題（平成25年６月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

アーツ千代田 3331で行われている活動は、現代アートに偏り過ぎの部分は見受けられるが、面白い展開もあり、ちよだアートスクエアとして、不足点、評価できない点はあるにしても、基本的なところでは、「ちよだアートスクエア構想」の実現として評価できる。

なお、このまま継続していく場合には評価できない点等で示されている部分である、区特有の歴史文化の継承や地域との親和性を強化するため、例えばコーディネーターを配置する等の提案を求めるなどの改善が必要である。

（２）第２期（平成 27 年２月１日～令和５年３月 31 日）の成果・課題

① 運営団体主催等による主な実施事業（平成 27 年度～令和３年度）

平成27年度	事業名	特別企画展「神田祭ー江戸・東京のひとまちー」	夏の 3331 こども芸術学校&かえっこバザール	中村政人個展「明るい絶望」	ムンタダス展　アジアン・プロトコル
	実施日	5/1～5/11	8/1～8/9	10/10～11/23	3/20～4/17
	内容	神田祭をテーマに祭礼絵巻や古写真、御仮屋、地元町会の御神輿などを展示	木工や絵画、写真、料理、版画教室の他、かえっこバザールを開催	中村政人の個展。韓国と日本で撮影した写真の展示会等	ムンタダス氏による日本・中国・韓国の類似点や相違点にフォーカスした展示会
	来場数	1,197 名	6,084 名	4,672 名	1,035 名
平成28年度	事業名	山王祭のいま・みらいーまちが支える江戸の粋ー」	3331 Art Fair 2016 -Various Collectors Prizes-	夏の 3331 子ども芸術学校 2016	第 4 回 3.11 映画祭
	実施日	5/26～6/12	5/11～5/15	7/30～9/4	3/11～3/12
	内容	山王祭をテーマにした展示やワークショップを実施	様々な注目作家による作品展示。小林史子展も同時開催	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	映画を通じて復興の今を考える映画祭
	来場者数	1,241 名	1,132 名	226 名	1,219 名
平成29年度	事業名	「橋を渡る」東京から江戸へ	佐藤直樹個展「秘境の東京、そこで生えている」	夏の 3331 こども芸術学校 2017	3331 ART FAIR 2018
	実施日	4/30～5/14	4/30～6/11	7/22～8/20	3/7～3/11
	内容	神田祭の時期に合わせ、橋を巡りながら江戸から繋がる町の形成を見る展覧会	3331 ロゴマークなどを手がけるデザインディレクター佐藤直樹氏による絵画作品の展覧会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	1,218 名	3,410 名	210 名	20,140 名

平成30年度	事業名	「ときを渡る～”山王さん”を支えた町の150年～」	3331こども芸術学校2018	池田昌紀 Portrait Project 2012-2018「いなせな東京」	3331 ART FAIR 2019
	実施日	5/19～6/10	7/21～8/19	9/22～10/14	3/6～3/10
	内容	山王祭をテーマに、氏子町の歩んだ150年間の歴史や文化、街並みの変遷をたどった展示会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	150人を超える千代田区民を撮影した、写真家池田昌紀氏による肖像写真展	アーツ千代田 3331全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	2,143人	225名	17,142人	22,206人
令和元年度	事業名	特別企画展「神田祭の元年～変幻自在の江戸の華～」	夏の3331こども芸術学校 2019	HOW TOKYO BIENNALE？ 東京ビエンナーレ2020 計画展	3331 ART FAIR 2020
	実施日	4/27～5/12	7/20～8/18	10/12～11/4	3/18～3/22
	内容	氏子町会から集められた神田祭に関する古写真や道具などを展示する展覧会	幅広い芸術・表現活動を通して、こどもたちの「主体性」「多様な価値観」「創造性」を育む本格的な創作教室	「東京ビエンナーレ2020」のプレイベント。参加アーティストによるトークイベント等を実施	アーツ千代田 3331全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	3,209名	562名	898名	1,777名
令和2年度	事業名	特別企画展 「山王祭と江戸東京 - 坂道を行列がゆく町」(仮題)	夏の3331こども芸術学校 presents みる・描く・あそぶ！サマーアートラボ	平野真美 個展「変身物語 METAMORPHOSES」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	8/17～8/23	1/9～2/22	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	内容		こどもの主体性や発想力を育む作品や体験を提供するイベント	平野真美氏による生と死という根源的なテーマに問いを投げかけた展覧会	
	来場者数		737名	1,235名	

令和３年度	事業名	特別企画展「疫病・たいさ～ん！江戸の人々は病いとどう向き合ったか」	オルタナティブ！小池一子展「アートとデザインのやわらかな文化創造に向けて」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	4/17～5/30	1/22～3/21	10/29～10/31
	内容	感染症がたびたび蔓延した江戸時代に着目し、パンデミックが当時の暮らしや文化にもたらした影響や、闘う江戸の人々の姿を紹介する展示	日本で初めて「オルタナティブ・スペース」を創設した小池一子の現代美術への情熱を具現化した作家の作品展示を軸に、小池一子の仕事を紹介	アートを「買う」「観る」「参加する」楽しみを体験できる展覧会
	来場者数	3,282 名	6,278 名	9,872 名

② 評価（令和２年４月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

◎区民が文化芸術に触れる機会や、交流・活動・発表としての場を多く提供している。

◎地域との密接な関係作りにも貢献しており、ここ数年は、神田地域のみならず、麹町地域とも連携したイベントや事業を展開している。

◎提供するアートの質を保ちながら、同時に地域に根差している点が強みである。

◎運営団体の地域との関係構築の努力もさることながら、旧練成中学校の面影を残した利活用が、古くからの住民にとって「優しい」と言える。

◎運営については、区の補助を受けることなく、独立採算で運営できている点も評価される。

×旧練成中学校が外神田に立地しているため、麹町地域に住む人たちには親しみが薄く、来館したことのない人もいると思われる。

③ 課題（令和２年４月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

ちよだアートスクエア事業は地域コミュニティとの密なつながりが特徴であり、それを土台としてアートを発信しているからこそ魅力があると考える。だからこそ、地域に軸足を置きつつ、文化、芸術、教育を通した新たなコミュニティを創出する拠点となることが可能と考えられる。今後も、人々の生活の質を高める役割を果たすため、10 年、20 年といった周期の長期的な拠点場所が必要と考えられる。

設置場所については、地域とのつながりという強みがあることから、現状の旧練成中学校を活用し続けることが望ましい。ただし、いずれの事業者においても文化芸術の拠点として、そして地域のコミュニティ拠点として活用されるよう、「千代田区文化芸術プラン」に拠点として明記する必要があると考える。

なお、今後の事業継続にあたっては、旧練成中学校の施設が老朽化していることから、大規模な修繕が必要である。利用者の安全性確保と利便性向上のためにも検討いただきたい。

運営方法については、千代田区という都心区だからこそ可能な民設民営を継続し、新しいモデルをつくってもらいたい。ただし、文化芸術や地域性のある事業を行う上で適切な契約期間や更新のあり方は再考の余地がある。

（参考１）アーツ千代田 3331 における事業実績 ＜作成中＞

	総事業回数	総来場者数	運営団体 主催事業回数	運営団体 主催事業来場者数	運営団体 収支差額
平成 22 年度	244 回	401,037 人	11 回	13,377 人	20,836,489 円
平成 23 年度	286 回	546,688 人	11 回	50,424 人	33,791 円
平成 24 年度	275 回	805,150 人	10 回	11,244 人	−5,026,709 円
平成 25 年度	326 回	602,990 人	10 回	14,454 人	−5,596,137 円
平成 26 年度	358 回	700,342 人	11 回	15,363 人	13,236,689 円
平成 27 年度	781 回	859,935 人	11 回	17,753 人	16,486,099 円
平成 28 年度	832 回	811,203 人	9 回	4,910 人	25,213,398 円
平成 29 年度	698 回	860,363 人	13 回	30,644 人	8,558,972 円
平成 30 年度	986 回	845,707 人	8 回	27,192 人	13,876,196 円
令和元年度	868 回	885,860 人	12 回	12,791 人	21,570,261 円
令和２年度	507 回	232,081 人	9 回	3,607 人	9,698,255 円
令和３年度	745 回	383,210 人	12 回	21,770 人	3,613,637 円
計	6,906 回	7,934,566 人	127 回	223,529 人	122,500,941 円

（参考２）区と運営団体間の収支実績 ＜作成中＞ ※単位＝円

【第１期】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
賃貸収入（A）	2,850,000	10,906,204	10,906,204	10,906,204	10,906,204
維持費支出（B）	981,226	1,275,793	1,529,123	1,442,618	589,885
収支差額 （A）−（B）	1,868,774	9,630,411	9,377,081	9,463,586	10,316,319

【第２期】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
賃貸収入（A）	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152
維持費支出（B）	7,001,776	6,875,110	6,912,935	6,955,580	6,946,234	15,413,829	6,935,899
収支差額 （A）−（B）	10,195,376	10,322,042	10,284,217	10,241,572	10,250,918	1,783,323	10,261,253

「1　設置からこれまでの経緯」において記載した、ちよだアートスクエアの設置目的や基本方針、機能構成などを示した「提言」・「答申」・「実施計画書」の一部を以下に記載します。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」

○ちよだアートスクエアの位置づけ

平成 17 年１月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。また地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを創ることで、人材の育成を図る。

○ちよだアートスクエアの設置目的

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

○ちよだアートスクエアの対象となる区民

「アートスクエア区民」

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々及び観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

○文化芸術拠点の必要性

「ソフトとハードの両面から文化芸術活動の拠点づくりが必要」

【ハード面】

・拠点の設置

活動の拠点として常時使用できる、千代田区を象徴する施設を１箇所設け、その中に、情報発信の拠点としての機能も持たせる。

・既存施設の活用

既存区有施設を活用する。その他に、利用可能な公私立の小・中学校・高校や大学・専門学校をはじめ、企業のオープンスクール等の施設及び専門家の稽古場などを広く活用し、アートスクエア区民の活動の場を広げる。

【ソフト面】

・ちよだアートスクエアの活動対象

活動はちよだアートスクエアの目的に適合する分野を対象とする。

・ちよだアートスクエア運営組織の設置

ちよだアートスクエアで実施する活動を、円滑かつ機能的に運営するために、専門のコーディネーターや地域住民等で構成する運営委員会を設置する。

○ちよだアートスクエアの拠点設置場所

ちよだアートスクエアの拠点については、当面、区の活用策の決まっていない区有財産を、周辺地域の合意のもとに、地域に貢献する形で有効活用すべきである。

また、財政的な面からも、新たな施設を整備するより既存施設を活用する方が費用対効果において優れている。

旧学校施設である旧永田町小学校、旧今川中学校、旧練成中学校の３箇所について、下表のとおり優劣順位をつけたところ、当面の設置場所として旧練成中学校を活用することが望ましいと判断した。

ちよだアートスクエアとしての必要条件	展開する内容 （検討委員の意見をまとめたもの）	旧練成中	旧今川中	旧永田町小
○教室形式の個室・空間（一定数の教室）	・地域の文化や産業の創造活動の場 ・千代田区の伝統を守り、伝え、育てる場 ・自分の得意な分野を発揮し、モノを創る場 ・同好者が集い、刺激し合い、楽しみを分かち合う場	1	3	2
○講堂・ホール・体育館・図書館・多目的ホール	・江戸しぐさのような、日本人に受け継がれてきた習慣等を広める場 ・芸能分野の「コンクール」の場 ・大使館などを取り込んだ国際的な活動の場 ・千代田区の出版文化を図書館方式等で伝える場	1	3	2
○交通アクセス		1	2	1

※１が最も優れている。

平成 19 年 12 月「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」

○ちよだアートスクエアの基本方針

＊ 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。

＊ 伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。

＊ 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。

＊ 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。

＊ 区・地域との関連性を活かす。

○設置場所

区有財産の有効活用という観点及び秋葉原に程近い好立地条件を勘案し、ちよだアートスクエア検討会の提言のとおり、旧練成中学校にちよだアートスクエアを設置することが適切である。

旧練成中学校の地階から地上３階までの全フロアと屋上を使用可能とする。ただし、以下の部分については、他施設への振替等が困難のため、使用エリアから除外する。

・給食室：平成 22 年３月まで給食調理室として使用する。

・非常用倉庫（１階）：災害時に使用するため常設とする。

・体育館：区民等が使用していない時間帯は使用可能とする。

○設置期間

施設全体の運営を行う運営団体や入居者が入居後も計画的に活動ができるよう配慮すると、ちよだアートスクエアの設置期間は、長期間が望ましいが、当面の期間は旧練成中学校へ設置することとする。

○ちよだアートスクエアの機能構成

≪アート・カフェ≫

１階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

≪グリーン・アート・スペース≫

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

≪イベント・スペース／ギャラリー≫

１階ランチルーム、及び教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

≪多目的スペース≫

体育館に設置。演劇・ダンス等の練習に使用。

≪活動スペース≫

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

≪プロジェクトルーム≫

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

平成 20 年 7 月「(仮称) ちよだアートスクエア実施計画書」

○ちよだアートスクエアの位置づけ（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。また地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを創ることで、人材の育成を図る。

○ちよだアートスクエアの設置目的（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

○ちよだアートスクエアの基本方針

（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

＊ 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
＊ 伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
＊ 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
＊ 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
＊ 区・地域との関連性を活かす。

○ちよだアートスクエアの対象となる区民（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々及び観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

○設置場所

東京都千代田区外神田六丁目 11 番 14 号　旧練成中学校

（施設概要）

名称	旧千代田区立練成中学校
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田六丁目 11 番 14 号
敷地面積	3,724.39 ㎡
建物延面積	7,249.72 ㎡
建築年	昭和 53 年７月
構造	RC　地下１階地上３階
建物用途	学校

○旧練成中学校における使用エリア

（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

基本的に旧練成中学校の全館（地階から地上３階までの全フロアと屋上）を使用する。ただし、旧練成中学校の以下の部分については、使用エリアから除外する。

- 給食室：平成 22 年３月まで給食調理室として使用。
- 非常用倉庫（１階）：災害等の緊急時に使用するため、千代田区の使用エリアとするが、公園側からの入口設置等の提案内容により、これを施設内の別の場所に移すことは可能とする。
- 体育館：複数の区民によるスポーツ任意団体が、平日夜間及び土日の昼夜に毎週使用しているため、千代田区の使用エリアとするが、運営団体が体育館を空いている時間帯で活用したい場合は、体育館の管理を運営団体に依頼することとする。
- 教室：２階の１教室は、区民用会議室とし、千代田区の使用エリアとする。
- ２階倉庫：２階体育館入口側
- １階玄関受付：運営団体が体育館及び区民用会議室の管理を行わない場合は、千代田区の使用エリアとする。

○設置期間

旧練成中学校を活用しての（仮称）ちよだアートスクエアの設置は、暫定であるため、設置期間は５年間とする。

○機能構成（案）　（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、選定された運営団体からの提案内容により決定するが、以下の機能が想定される。

≪アート・カフェ≫

１階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

≪グリーン・アート・スペース≫

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

≪イベント・スペース／ギャラリー≫

１階ランチルーム、及び教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

≪多目的スペース≫

演劇・ダンス等の練習に使用。

≪活動スペース≫

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

≪プロジェクトルーム≫

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

第２章　新ちよだアートスクエア基本構想について

１　新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ

旧練成中学校跡地をちよだアートスクエアの拠点施設として本格的に活用する方向性を決定したことを受けて、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定します。この構想は、「千代田区文化芸術基本条例」や「千代田区文化芸術プラン（第四次）」に基づき、「ちよだアートスクエア」のあり方を示しています。

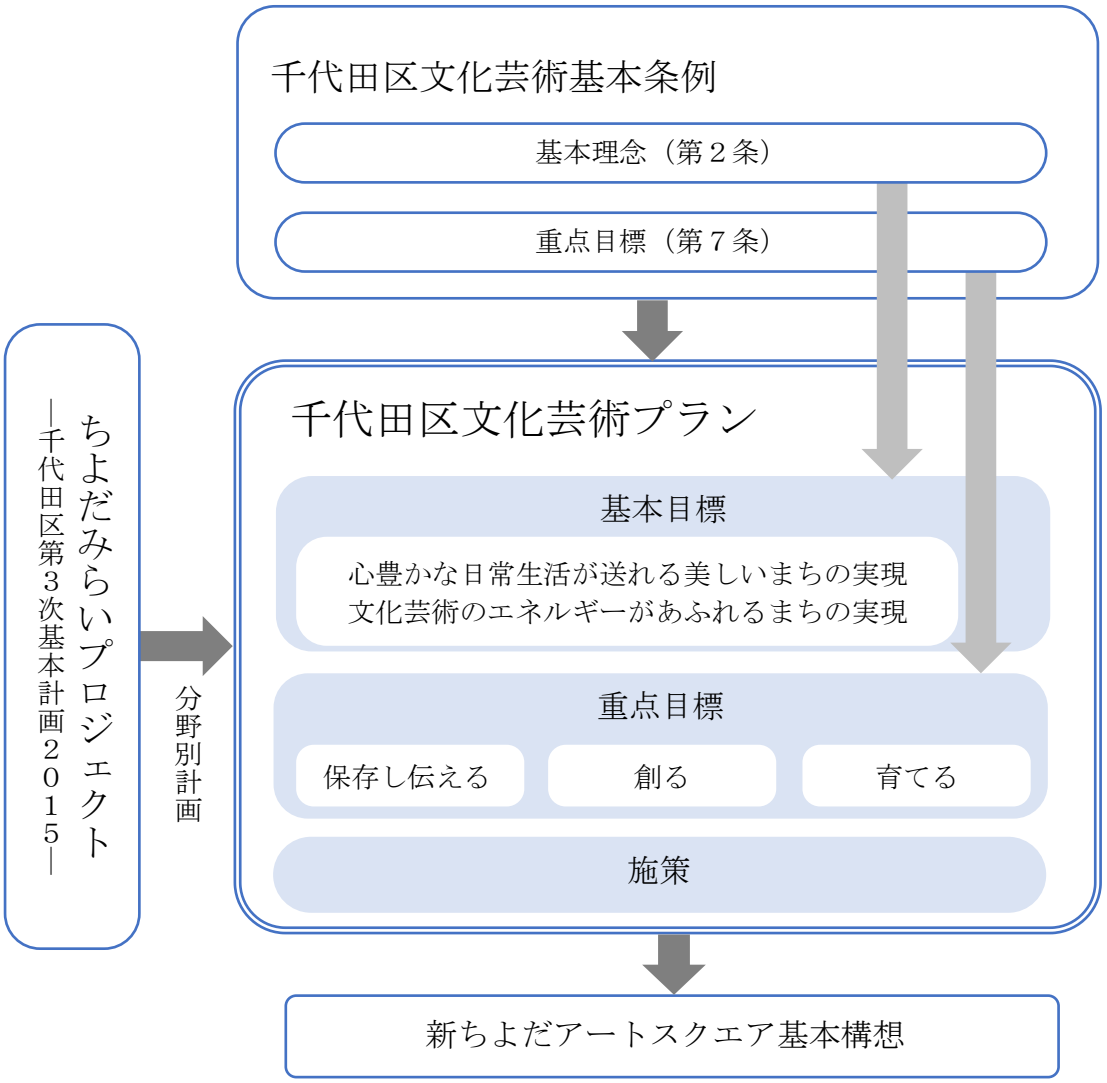

2　設置目的・基本方針

（1）設置目的

これまで育んできた文化力と文化芸術にかかる豊富な資源を生かし、千代田区ならではの文化芸術をさらに発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちを実現するため、「ちよだアートスクエア構想の提言」における設置目的を引き継ぎます。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用　*※詳細は９ページを参照*

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

（2）基本方針

「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」における基本方針を引き継ぎつつ、これまでの取り組みにおける課題や社会情勢の変化を踏まえ、下記のとおり定めます。

平成 19 年 12 月「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より一部引用

※詳細は 11 ページを参照

＊ 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
＊ 伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
＊ 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
＊ 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
＊ 区・地域との関連性を活かす。
＊ コロナ禍においても文化芸術の灯を絶やさずに次世代へと継承・発展していくための事業を展開する。

3　機能構成

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、「(仮称) ちよだアートスクエア実施計画書」において決定した下記の事項を基本とし、今後選定する運営団体からの提案内容により決定します。

なお、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることから、学校施設らしさを残したうえで、今後も旧練成中学校を活用することを前提としています。

≪アート・カフェ≫

１階入口付近に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

≪グリーン・アート・スペース≫

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

また、屋上緑化に加えて、太陽光パネルを設置し、SDGs に関する取り組みを推進する。

≪イベント・スペース／ギャラリー≫

１階に設置。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

≪多目的スペース（体育館）≫

演劇・ダンス等の練習に使用。

≪活動スペース≫

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

≪プロジェクトルーム≫

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

≪音楽スペース≫

楽器の練習やミニコンサート等を行うことができる機能を持たせる。

第３章　ちよだアートスクエアの今後について　＜作成中＞

１　対応すべき課題

２　施設・設備の改修工事にあたって

３　運営方法

４　展開する事業・プログラム

５　事業者の評価

６　区民参画

７　今後のスケジュール（予定）

参考資料１

ちよだアートスクエア事業の振り返り及び今後の展開

【構想・計画期間】

平成18年10月「ちよだアートスクエア構想の提言」
平成19年12月「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」
平成20年７月「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」

【第１期（暫定活用）】

□契約期間＝平成21年10月29日～平成27年１月31日

運営事業者の募集・選定（計７団体から応募）
↓
事業展開（平成22年６月開館）
↓
評価（ちよだアートスクエアの今後のあり方検討会）

【第２期（暫定活用）】

□契約期間＝平成27年２月１日～令和５年３月31日

運営事業者の募集・選定（計２団体から応募）
↓
事業展開
↓
評価（ちよだアートスクエア事業あり方検討会）

【暫定活用についての整理（令和３年度）】

○令和３年９月に策定した千代田区文化芸術プラン（第四次）において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。
○令和３年12月の首脳会議において、旧練成中学校跡地を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定した。

【新基本構想の策定（令和４年度）】

ちよだアートスクエアの拠点施設として旧練成中学校を活用するにあたり、これまでの成果・課題を踏まえて、今後の運営方法、整備内容、取り組みの方向性などを示した新ちよだアートスクエア基本構想を策定する。
＜検討内容＞
○（ソフト面）活動内容をどう想定するか。
○（ハード面）活動を支えるため、どのような設備が必要か。

【第３期に向けて】

○募集要項の作成、運営事業者の募集・選定（令和５年度）
○施設の現状調査・設計（令和５、６年度）
○大規模改修工事（令和７年度～）